

揖斐川町人権施策推進プラン

第4次改定

(案)

もくじ

第1章 基本的な考え方

1 プラン改定の背景	1
(1) 國際的な動向	1
(2) 県の動向	3
(2) 国の動向	2
2 プラン改定の趣旨	4
3 プランの改定体制	5
(1) 捷斐川町人権施策推進プラン策定委員会	5
(2) 人権に関する住民意識調査	5
4 基本理念	6
5 プランの位置づけ	7
6 プランの推進期間	8

第2章 人権施策の推進

I 町民の人権に関する意識 9

I 町民の人権に関する意識	9
(1) 町民の人権意識	9
(2) 関心を持っている人権問題	10
(3) 一人ひとりの人権は守られているか	12
(4) 人権を侵害されたと感じたことがあるか	13
(5) どのような人権侵害を受けたか	14
(6) 人権侵害を受けた場合どうするか	15
(7) 人権に関わる機関等の認知度	16
(8) 人権を尊重しあうために重要なこと	17
(9) 人権意識を高める有効な方法	18

II 人権施策の基本的方針 19

1 人権教育	19
(1) 学校等の人権教育	19
(2) 社会教育・生涯学習	20
2 人権啓発	22
(1) 町民への啓発	22
(2) 企業等への啓発	22
3 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修	24
4 情報収集・提供の推進	24

III 分野別施策の推進 25

1 女性の人権	25
【現状と課題】	25
(2) 学校教育等における男女共同参画の理解	
【施策の方向】	29
(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識	29
啓発	29
(2) 男女共同参画の促進	29
(3) 多様な活躍ができる社会づくり	29
(4) 女性に対する暴力の防止と被害者への支援	30

2 こどもの人権	31
【現状と課題】	31
【施策の方向】	35
(1) こどもの人権を尊重する啓発活動	35
(2) 乳幼児期におけるこどもの人権尊重	35
(3) 児童虐待予防と早期発見、早期対応の推進	35
(4) 児童虐待等の被害者（児）への支援	36
(5) たくましく生きることを育む環境づくりの推進	36
(6) いじめや不登校などへの対応	36
3 高齢者の人権	37
【現状と課題】	37
【施策の方向】	40
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	40
(2) 生きがい・健康づくり	40
(3) 日常生活支援の充実	40
(4) 介護サービスの充実	40
(5) 認知症施策の推進	41
(6) 高齢者の権利擁護	41
4 障がいのある人の人権	42
【現状と課題】	42
【施策の方向】	46
(1) 障がい者理解の促進と差別の解消	46
(2) 雇用・就労の支援と社会参加の促進	46
(3) 福祉のまちづくりの推進	46
5 部落差別（同和問題）	47
【現状と課題】	47
【施策の方向】	51
(1) 教育・啓発の推進	51
(2) 「えせ同和行為」の排除	51
(3) 相談窓口等の周知	51
(4) インターネット上の部落差別（同和問題）への対応	51
6 外国人の人権	52
【現状と課題】	52
【施策の方向】	55
(1) 異文化理解のための啓発活動の充実	55
(2) 在住外国人への生活支援の充実	55
(3) ヘイトスピーチの解消	55
7 感染症患者等の人権	56
【現状と課題】	56
【施策の方向】	58
8 刑を終えて出所した人の人権	59
【現状と課題】	59
【施策の方向】	60
9 犯罪被害者等の人権	61
【現状と課題】	61
【施策の方向】	63
(1) 広報及び啓発	63
(2) 相談及び情報の提供	63
10 性的指向、性自認を理由とする人権問題	64
【現状と課題】	64
【施策の方向】	68
(1) 啓発活動の推進	68
(2) 性別の記入等への配慮	68
(3) 教職員等の研修	68

11 インターネットによる人権侵害	69
【現状と課題】	69
【施策の方向】	73
(1) インターネットによる人権侵害を防止するための啓発の推進	73
(2) 学校教育との連携	73
(3) 相談体制の充実	73
(4) インターネット上の部落差別（同和問題）への対応	73
12 災害に伴う人権問題	74
【現状と課題】	74
【施策の方向】	75
(1) 啓発活動の推進	74
13 職場におけるハラスメントによる人権問題	76
【現状と課題】	76
【施策の方向】	76
14 その他の人権問題	78
(1) アイヌの人々の人権	78
(2) ホームレスの人権問題	79
(3) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の 人権	80
(4) 人身取引（トラフィッキング）の被害者等の人権	81

IV 人権施策の推進にあたって 82

IV 人権施策の推進にあたって	82
(1) 総合的な施策の推進	82
(2) 町民との協働による施策の推進	82
(3) 関係機関・団体との連携	82
(4) 庁内の連携	82
(5) 新しい課題への対応	82
(6) プランの進行管理	83

第1章 基本的な考え方

1 プラン改定の背景

(1) 國際的な動向

1948年（昭和23年）12月10日、国際連合において、世界大戦をはじめとする幾多の悲惨な経験を踏まえて「世界人権宣言」が採択されました。宣言は前文で、「加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約」し、この宣言を「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」であるとしています。

その後、「世界人権宣言」を実効あるものにするために、人種差別撤廃条約（1965年・昭和40年）、国際人権規約（1966年・昭和41年）、女子差別撤廃条約（1979年・昭和54年）、児童の権利に関する条約（1989年・平成元年）等の諸条約を採択するとともに、国際婦人年をはじめとする各種の国際年、各種宣言等によって人権尊重、差別撤廃に向けた取組が行われてきました。

しかしながら、冷戦時代の終了後も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われていることから、1994年（平成6年）には、国連総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、人権教育を通じて人権文化を世界に築くことを目的として、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されるとともに、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取組が開始されました。

さらに、2004年（平成16年）12月、第59回国連総会において、「人権教育のための国連10年」の取組を踏まえ、新たに「人権教育のための世界プログラム」（「世界プログラム」）に取り組む決議を採択しました。5年ごとに「段階（フェーズ）」を区切り、重点領域を設定して進められており、現在第5段階に入っています。第5段階においては、第4段階に引き続き、若者と子どもが重点領域とされています。

図表1－1 人権教育のための世界プログラム

段階	期間	重点領域等
第1段階	2005～2009年	初等中等教育学校制度における人権教育
第2段階	2010～2014年	高等教育と、あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修
第3段階	2015～2019年	第1段階と第2段階の領域に加えて、メディア専門職とジャーナリストへの人権研修
第4段階	2020～2024年	若者を重点領域とし、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置く
第5段階	2025～2029年	若者と子どもを重点領域とし、特にデジタル技術、環境や気候変動、ジェンダー平等に力点を置く

このように、国連においては、重要な人権課題についての集中的な取組として、「国際の10年」や「国際年」といった取組、12月10日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が世界的な規模で、文化の違いを越えて、展開されています。

(2) 国の動向

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が施行され、その具現化のために、人権に関する法制度の整備など様々な取組が行われてきました。

平成7年12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年」に関する推進本部が設置され、平成9年7月には、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

また、様々な人権問題を踏まえ、今後の人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、平成9年3月には、必要な体制を整備することにより、人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が制定され、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」について審議され、前者は、平成11年7月に、後者は、平成13年5月にそれぞれ答申がありました。

平成12年12月に、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務として定められ、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定され、平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が公表されました。

現在、啓発活動強調項目として、①女性の人権、②子どもの人権、③高齢者の人権、④障害を理由とする偏見や差別、⑤部落差別（同和問題）、⑥アイヌの人々に対する偏見や差別、⑦外国人の人権、⑧HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別、⑨刑を終えて出所した人に対する偏見や差別、⑩犯罪被害者とその家族の人権、⑪インターネットを悪用した人権侵害、⑫北朝鮮当局による人権侵害問題、⑬ホームレスに対する偏見や差別、⑭性的指向を理由とする偏見や差別、⑮性自認を理由とする偏見や差別、⑯人身取引、⑰東日本大震災に起因する偏見や差別が取り上げられ多岐にわたっています。

その後、国では様々な人権を具体的に保障するために、法改正をはじめとした個別の分野にかかる法律の整備や人権尊重の取組が進められています。本プラン作成以降についてみると、「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の改正のほか、子どもの権利を保障する「子ども基本法」（令和4年法律第77号）、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第68号）の制定など法整備が図られました。

（3）県の動向

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」で定められた地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第5条）とされています。

岐阜県においては、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等で示された基本的考え方の趣旨を踏まえ、平成15年3月に「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、その後、平成20年3月、平成25年3月、平成30年3月、令和5年3月と、四度にわたり見直しが行われています。この指針では、「一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現を目指して、「よく生き合う力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進を重点対策の一つとして位置づけ、人権尊重の意識を高めるための総合的な取組が行われています。

2 プラン改定の趣旨

町では、平成18年3月に策定した「揖斐川町人権施策推進プラン」に基づき、「町民一人ひとりの人権が尊重される社会」、「ここにあっていい私」の実現に向け、女性、こども、高齢者、障がいのある人、部落差別（同和問題）、外国人など多岐にわたる人権問題の解決をめざして、人権教育・人権啓発を推進してきました。今なお、これら人権問題は数多く発生しています。

近年では、少子高齢化の進展、核家族化の進行、社会構造の複雑多様化等による、家族関係の希薄化や地域社会のつながりの低下による様々な生活課題、福祉課題を抱える人々が増加しています。人権問題についても複雑・多様化しており、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視したハラスメントなどの発生が社会問題となっています。また、インターネットによる人権侵害、性自認を理由とする偏見や差別、繰り返し発生する自然災害の被災者への差別、新しい感染症がもたらす様々な人権問題などへの課題も生じています。さらに、法改正、新たな法の制定・施行を踏まえた対応も必要となっています。

このため、これまでの成果や課題を踏まえながら、現在のプランを継承・発展させ、さらには新たな課題への対応を含め、人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための見直しを行います。

3 プランの改定体制

(1) 捱斐川町人権施策推進プラン策定委員会

関係団体・機関で構成する「揖斐川町人権施策推進プラン策定委員会」を開催し、プランの内容について検討や意見交換を行いました。

(2) 人権に関する住民意識調査

町民の人権に関する意識や考え方をお聞きし、「揖斐川町人権施策推進プラン」改定のための基礎資料とすることを目的として意識調査を実施しました。

○調査対象 町在住の18歳以上の人 1,000人

○抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出

○調査方法 郵送配布、郵送・WEB回収

○調査期間 令和7年1月10日～1月31日

○有効回答 446 (44.6%)

4 基本理念

ここにあっていい私 ～町民一人ひとりの人権が尊重されるまち～

町では、こどもから高齢者にいたるまでの町民一人ひとりが家庭をはじめ地域社会、会社や職場、学校など、生活のあらゆる場において、人権問題に気づき、人権感覚を養い、その解決に向けた知識、技能を身につけ、日常生活において実践し、豊かな人権文化に満ちた、人権を尊重するまちを目指し、その実現に向けた施策を推進してきました。今後も、これまでの基本的な考え方を踏襲し、「ここにあっていい私～町民一人ひとりの人権が尊重されるまち～」の実現に向け、人権に関する総合的かつ効果的な取組を推進することを、基本理念とします。

町民一人ひとりが日本国憲法第13条にうたわれている、人が人としての基本的人権が尊重される社会の形成に向けて、他人の人権を守ることが、ひいては自分の人権を守ることにつながることを認識し、お互いの違いを理解し認め合い、尊重しあう人権意識の高揚や、学校教育や社会教育など様々な場における総合的、体系的な人権教育・啓発活動の推進や人権相談体制の充実に努めます。

なお、基本理念の実現に向け、人権教育・啓発活動や人権相談の成果目標として、次の目標を設定し、達成を目指します。

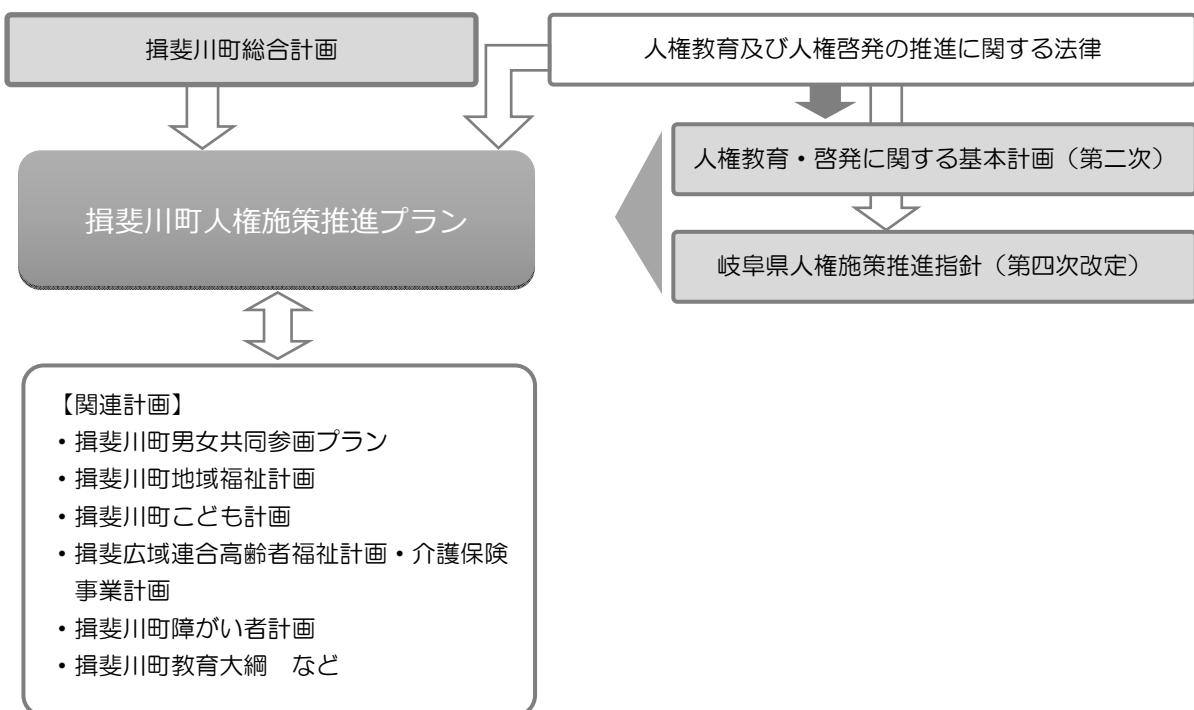
一人ひとりの人権意識が以前より高まっていると感じる町民の割合：40%以上

※令和6年度町民意識調査：「そう思う」(7.2%) + 「どちらかと言えばそう思う」(20.0%) より向上

5 プランの位置づけ

このプランは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている地方公共団体の責務に基づき策定した現在のプランを継続・発展させ、本町の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにするものであり、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（第二次）や「岐阜県人権施策推進指針」（第四次改定）、揖斐川町の総合計画をはじめとする各種計画との整合性を図りながら策定（改定）し、人権教育・啓発に関する施策を積極的に推進していきます。

図表 1－2 プランの位置づけ

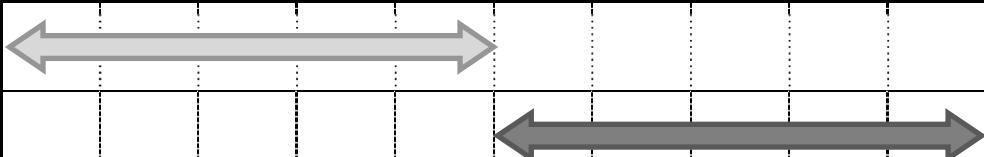


6 プランの推進期間

改定後のプランの推進期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

図表 1－3 プランの推進期間

年 度	令和 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
第3次改定										
第4次改定										



第2章 人権施策の推進

I

町民の人権に関する意識

(1) 町民の人権意識

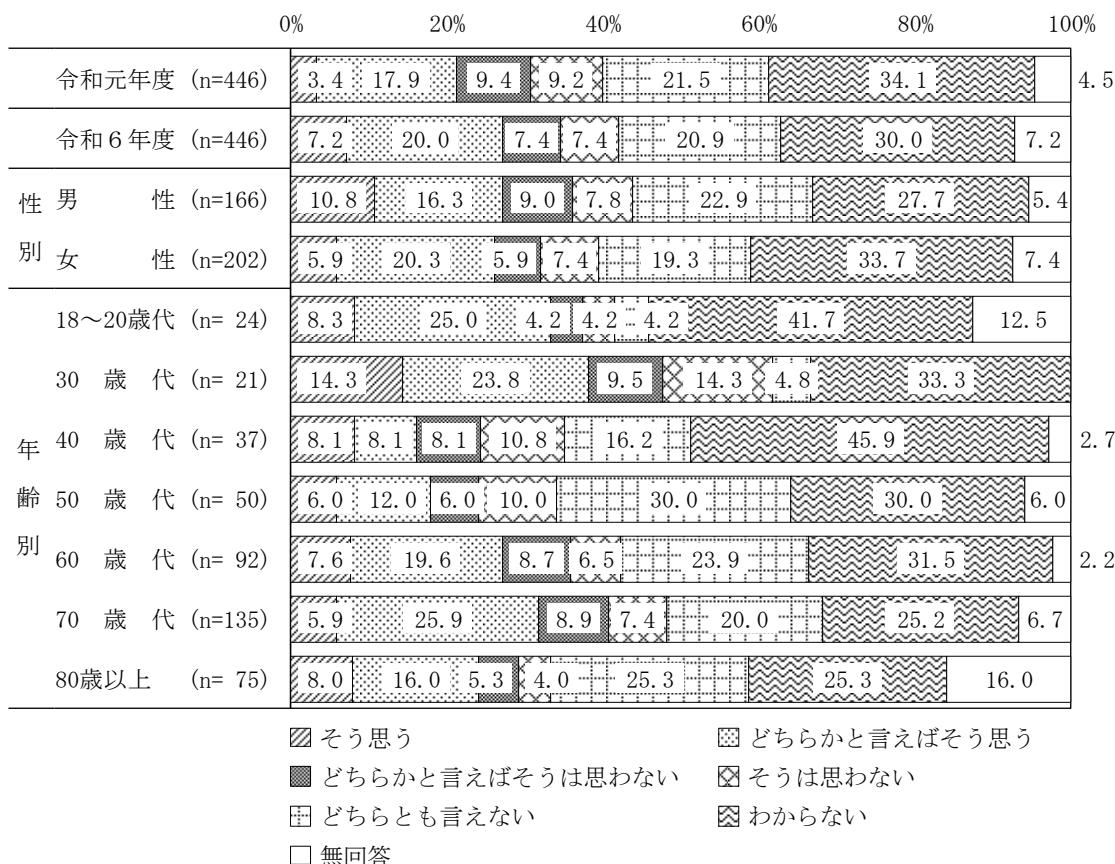
人権に関する住民意識調査において、町民一人ひとりの人権意識は5年前に比べて高くなっていると思うかたずねたところ、「そう思う」(7.2%)と「どちらかと言えばそう思う」(20.0%)を合計したく「そう思う」は27.2%となっています。一方、「そうは思わない」(7.4%)と「どちらかと言えばそうは思わない」(7.4%)を合計したく「そうは思わない」は14.8%となっています。く「そう思う」がく「そうは思わない」に比べて10ポイント以上高いものの、「わからない」(30.0%)と「どちらとも言えない」(20.9%)で5割を占めています。

令和元年度(前回)の調査結果と比較すると、く「そう思う」は5ポイント以上上昇しています。

く「そう思う」は、令和6年度の調査結果を性別にみても、あまり差はみられませんが、年齢別にみると、18~20歳代と30歳代、70歳代で30%を上回っている一方、40歳代と50歳代では20%を下回っています。

年齢層に応じた対策を講じつつ、町全体に「そう思う」人の割合を高めていく必要があります。

図表2-1 町民一人ひとりの人権意識は高くなっているか



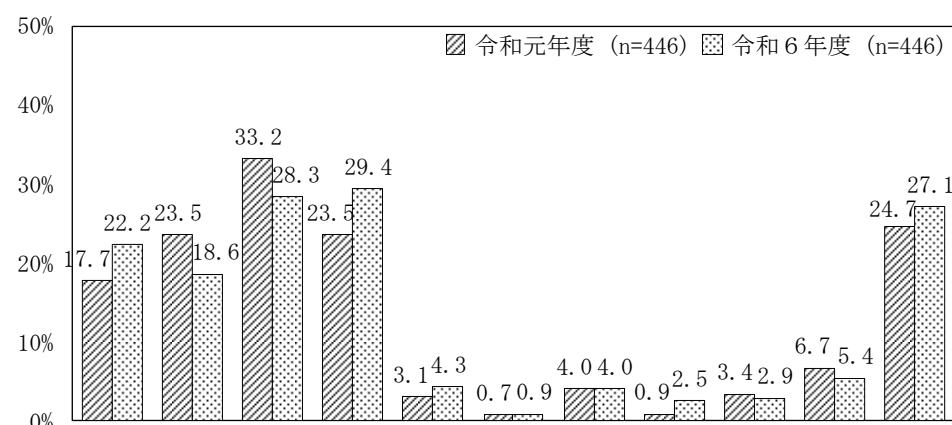
(2) 関心を持っている人権問題

現在関心を持っている人権問題としては、「障がいのある人の人権問題」が29.4%と最も高く、次いで、「高齢者の人権問題」が28.3%、「インターネットによる人権侵害」が27.1%などとなっています。

令和元年度（前回）の調査結果と比較すると、「障がいのある人の人権問題」が5ポイント以上上昇する一方、「個人情報保護の問題」が5ポイント以上低下しています。

なお、「特に関心を持っている問題はない」は9.2%と、令和元年度（前回）の調査結果（11.7%）と比較しても、大きな変化はみられません。

図表2－2 関心を持っている人権問題（3つまで）その1

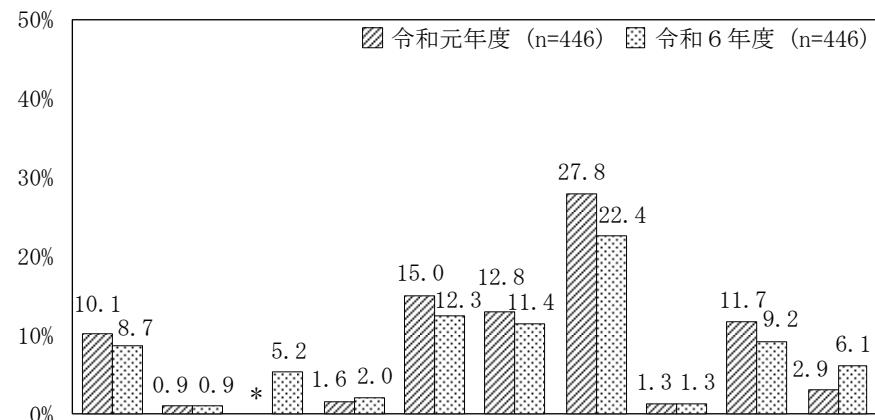


区分		n	女性の人権問題	こどもの人権問題	高齢者の人権問題	障がいのある人の人権問題	部落差別（同和問題）	アイヌの人々の人権問題	外国人の人権問題	感染症患者等の人権問題	刑を終えて出所した人の人権問題	犯罪被害者とその家族の人権問題	インターネットによる人権侵害
性別	男性	166	17.5	16.9	24.1	27.1	6.6	1.2	7.2	3.0	2.4	5.4	34.3
	女性	202	30.2	21.8	31.2	33.7	2.5	1.0	2.0	3.0	3.0	6.4	25.2
年齢別	18～20歳代	24	58.3	16.7	8.3	16.7	4.2	—	4.2	4.2	4.2	4.2	41.7
	30歳代	21	33.3	28.6	9.5	23.8	—	4.8	—	—	—	9.5	38.1
	40歳代	37	29.7	24.3	2.7	37.8	—	—	8.1	2.7	—	5.4	32.4
	50歳代	50	18.0	24.0	16.0	48.0	8.0	2.0	6.0	6.0	4.0	2.0	26.0
	60歳代	92	20.7	22.8	26.1	37.0	4.3	1.1	5.4	2.2	5.4	6.5	38.0
	70歳代	135	18.5	15.6	41.5	27.4	3.0	—	3.0	0.7	3.7	4.4	24.4
	80歳以上	75	17.3	10.7	42.7	17.3	8.0	1.3	2.7	4.0	—	8.0	12.0

令和6年度の調査結果を性別にみると、女性では「障がいのある人の人権問題」が最も高い一方、男性では「インターネットによる人権侵害」が最も高くなっています。このほか、女性では、「高齢者の人権問題」と「女性の人権問題」が30%を上回っており、このうち「女性の人権問題」は、男性に比べて女性が10ポイント以上高くなっています。

年齢別にみると、18~20歳代では「女性の人権問題」、30歳代では「個人情報保護の問題」、40歳代と50歳代では「障がいのある人の人権問題」、60歳代では「インターネットによる人権侵害」、70歳以上では「高齢者の人権問題」が最も高く、年齢層により特に関心を持っている人権問題が異なるようすがうかがえます。

図表2-2 関心を持っている人権問題（3つまで）その2



区分		n	北朝鮮当局による拉致問題	ホームレスの人権問題	性自認・性的指向に関する人権問題	人身取引	災害時の人権問題	職場での人権問題	個人情報保護の問題	その他	特に関心を持っている問題はない	無回答
性別	男性	166	7.8	1.2	3.6	1.2	14.5	13.9	22.9	3.0	9.6	3.0
	女性	202	9.9	0.5	6.9	3.0	11.4	10.4	19.3	0.5	8.4	5.0
年齢別	18~20歳代	24	—	—	16.7	4.2	8.3	20.8	16.7	4.2	8.3	—
	30歳代	21	—	—	4.8	4.8	14.3	14.3	42.9	4.8	—	4.8
	40歳代	37	8.1	2.7	10.8	5.4	5.4	13.5	18.9	—	10.8	5.4
	50歳代	50	4.0	—	12.0	4.0	10.0	18.0	14.0	2.0	6.0	8.0
	60歳代	92	8.7	1.1	4.3	—	15.2	13.0	20.7	1.1	8.7	1.1
	70歳代	135	12.6	0.7	0.7	2.2	12.6	10.4	24.4	0.7	9.6	3.7
	80歳以上	75	12.0	1.3	4.0	—	16.0	4.0	26.7	1.3	12.0	9.3

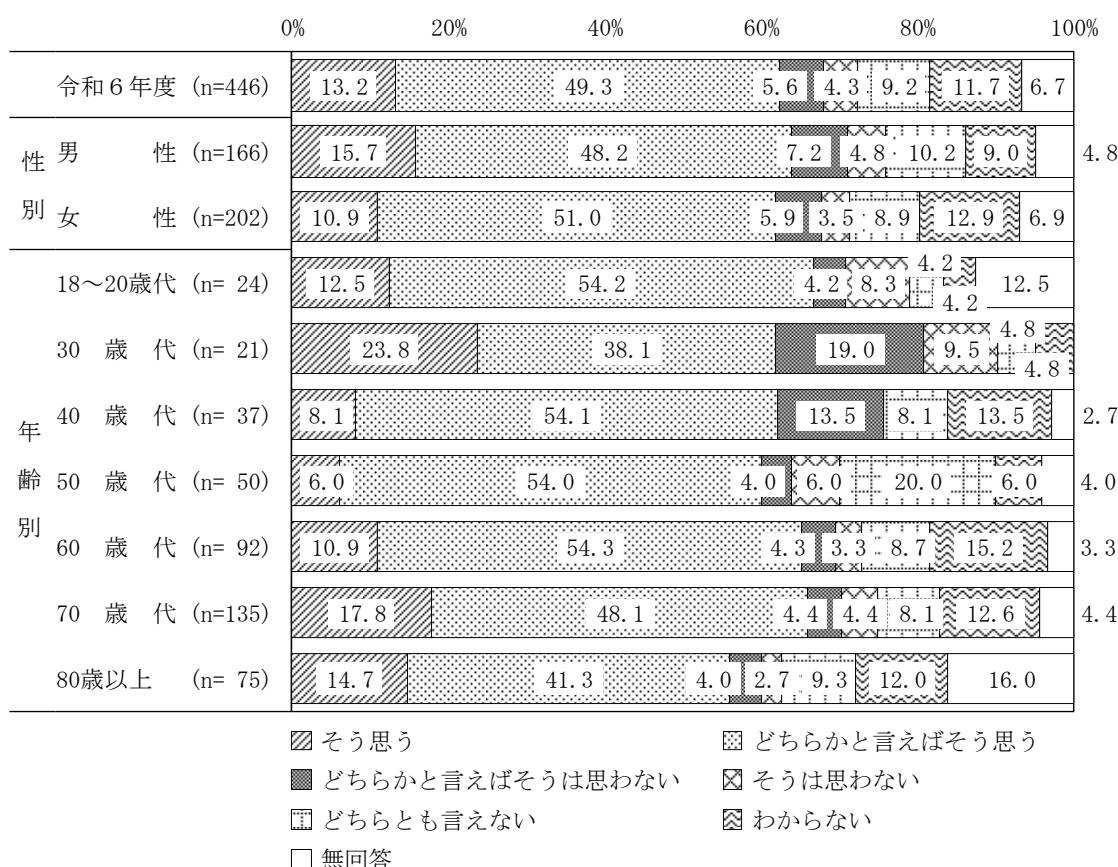
*令和元年度の調査には設定のない選択項目

(3) 一人ひとりの人権は守られているか

一人ひとりの人権は守られていると思うかについては、「そう思う」(13.2%)と「どちらかと言えばそう思う」(49.3%)を合計した「そう思う」は62.5%となっています。一方、「そうは思わない」(4.3%)と「どちらかと言えばそうは思わない」(5.6%)を合計した「そうは思わない」は9.9%となっています。「そう思う」が「そうは思わない」に比べて50ポイント以上高くなっています。

「そう思う」は、性別にみても、あまり差はみられませんが、年齢別にみると、80歳以上がほかの年齢層に比べてやや低くなっています。

図表2-3 一人ひとりの人権は守られているか



※この設問は令和6年度の調査から設定しています。

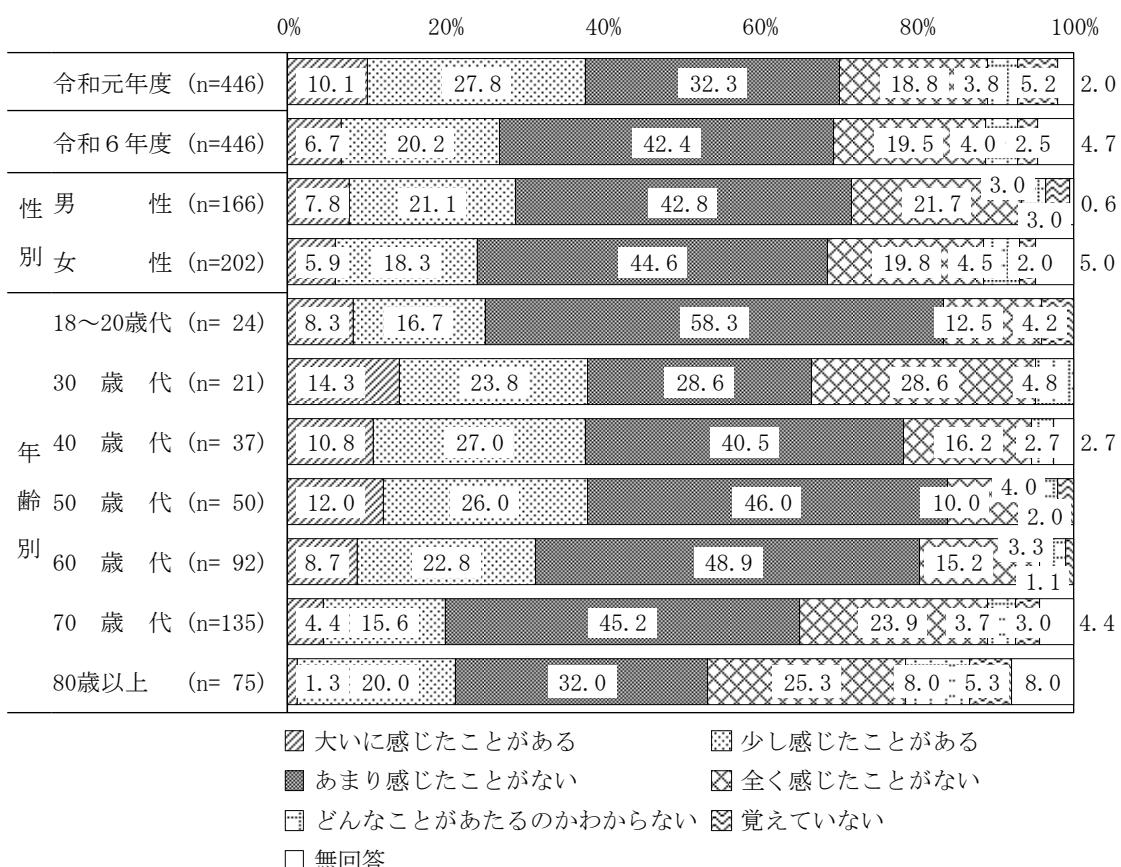
(4) 人権を侵害されたと感じたことがあるか

実際に、これまでに人権を侵害（暴力、脅迫、強要、プライバシーの侵害、差別待遇など）されたと感じたことがあるかたずねたところ、「大いに感じたことがある」（6.7%）と「少し感じたことがある」（20.2%）を合計した＜感じたことがある＞は26.9%となっています。一方、「全く感じたことがない」（19.5%）と「あまり感じたことがない」（42.4%）を合計した＜感じたことがない＞は61.9%となっています。＜感じたことがある＞が＜感じたことがない＞に比べて30ポイント以上低くなっています。

令和元年度（前回）の調査結果と比較すると、＜感じたことがある＞が10ポイント以上低下しています。

＜感じたことがある＞は、令和6年度の調査結果の性別にみても、大きな差はみられませんが、年齢別にみると、30歳代から50歳代では40%弱に及び、ほかの年齢層に比べて高くなっています。

図表2-4 人権を侵害されたと感じたことがあるか



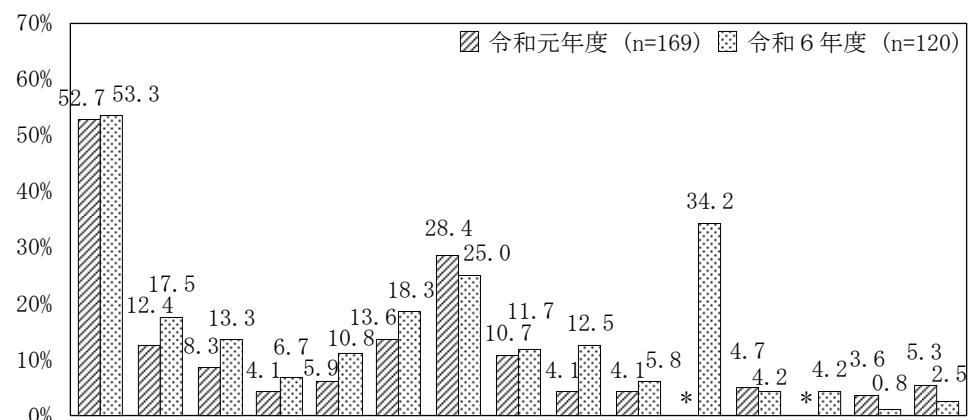
(5) どのような人権侵害を受けたか

人権を侵害されたと「大いに感じたことがある」または「少し感じたことがある」と回答した人に、どのような人権侵害を受けたかたずねたところ、「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」が53.3%と最も高く、次いで、「パワー・ハラスメント」が34.2%、「職場における差別待遇」が25.0%などとなっています。

令和元年度（前回）の調査結果と比較しても、大きな変化はみられません。

令和6年度の調査結果を年齢別にみると、30歳代から50歳代のうち、40歳代と50歳代では「パワー・ハラスメント」が最も高くなっています。

図表2-5 どのような人権侵害を受けたか（いくつでも）



区分		n	あらぬ噂、他人からの悪口、陰口	名譽・信用のき損、侮辱	他人による暴力、脅迫、強要	パートナーによる暴力、脅迫、強要	職場でのプライバシーの侵害	家庭・地域でのプライバシーの侵害	職場での差別待遇	家庭・地域での差別待遇	公的機関による不当な扱い	セクシュアル・ハラスメント	パワー・ハラスメント	ストーカー行為	インターネット上の悪意ある情報掲載	その他	無回答
性別	男性	48	47.9	27.1	14.6	—	10.4	16.7	29.2	14.6	12.5	2.1	39.6	2.1	4.2	—	—
	女性	49	63.3	14.3	18.4	14.3	14.3	18.4	26.5	10.2	10.2	10.2	36.7	8.2	6.1	—	—
年齢別	18～20歳代	6	50.0	33.3	50.0	16.7	16.7	33.3	16.7	16.7	—	—	50.0	33.3	33.3	—	—
	30歳代	8	75.0	25.0	25.0	12.5	25.0	25.0	25.0	12.5	37.5	12.5	50.0	12.5	12.5	—	—
	40歳代	14	50.0	21.4	35.7	7.1	21.4	14.3	28.6	14.3	21.4	21.4	64.3	14.3	7.1	—	—
	50歳代	19	52.6	15.8	5.3	10.5	15.8	10.5	36.8	—	5.3	10.5	52.6	—	—	—	—
	60歳代	29	48.3	13.8	10.3	3.4	3.4	17.2	37.9	13.8	3.4	—	27.6	—	—	3.4	—
	70歳代	27	59.3	14.8	3.7	7.4	3.7	22.2	14.8	11.1	11.1	—	11.1	—	3.7	—	3.7
	80歳以上	16	50.0	18.8	6.3	—	12.5	18.8	6.3	18.8	25.0	—	18.8	—	—	—	12.5

*令和元年度の調査には設定のない選択項目

(6) 人権侵害を受けた場合どうするか

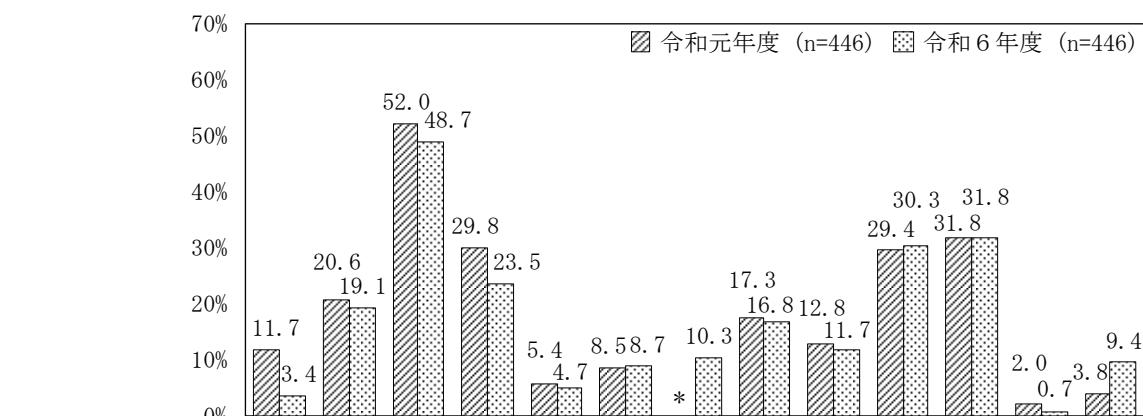
もしも人権侵害を受けた場合、どのような対応するかについては、「家族に相談する」が48.7%と最も高く、次いで、「警察に相談する」が31.8%、「県や町役場等の公的機関に相談する」が30.3%などとなっており、「黙って我慢する」は3.4%と顕著に低くなっています。

令和元年度（前回）の調査結果と比較しても、大きな変化はみられません。

令和6年度の調査結果を性別にみると、女性では「家族に相談する」(62.9%)が最も高い一方、男性では「警察に相談する」(40.4%)が最も高くなっています。このほか、「友人に相談する」は男性に比べて女性が、「相手に抗議する」は女性に比べて男性が、10ポイント以上高くなっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層も「家族に相談する」が最も高くなっています。

図表2-6 人権侵害を受けた場合どうするか（いくつでも）



区分		n	黙つて我慢する	相手に抗議する	家族に相談する	友人に相談する	所属する団体やサークルに相談する	民生委員・児童委員に相談する	職場や学校等の相談窓口に相談する	弁護士に相談する	法務局や人権擁護委員に相談する	県や町役場等の公的機関に相談する	警察に相談する	その他	無回答
性別	男性	166	5.4	30.1	35.5	16.3	4.2	7.8	7.2	21.1	15.1	31.3	40.4	—	6.6
	女性	202	2.5	12.9	62.9	31.7	4.5	9.9	14.9	13.9	9.4	30.7	26.2	1.0	6.9
年齢別	18～20歳代	24	—	20.8	79.2	41.7	4.2	4.2	12.5	25.0	8.3	4.2	25.0	—	8.3
	30歳代	21	19.0	33.3	57.1	38.1	14.3	—	19.0	19.0	4.8	9.5	28.6	—	—
	40歳代	37	2.7	40.5	54.1	40.5	10.8	2.7	32.4	21.6	8.1	18.9	32.4	—	8.1
	50歳代	50	8.0	22.0	46.0	26.0	2.0	4.0	14.0	22.0	8.0	24.0	28.0	2.0	4.0
	60歳代	92	2.2	16.3	54.3	29.3	3.3	8.7	13.0	21.7	13.0	43.5	37.0	1.1	3.3
	70歳代	135	2.2	18.5	39.3	15.6	3.7	11.9	3.7	14.8	13.3	38.5	33.3	—	10.4
	80歳以上	75	1.3	9.3	50.7	14.7	5.3	14.7	4.0	8.0	13.3	28.0	30.7	1.3	13.3

*令和元年度の調査には設定のない選択項目

(7) 人権に関わる機関等の認知度

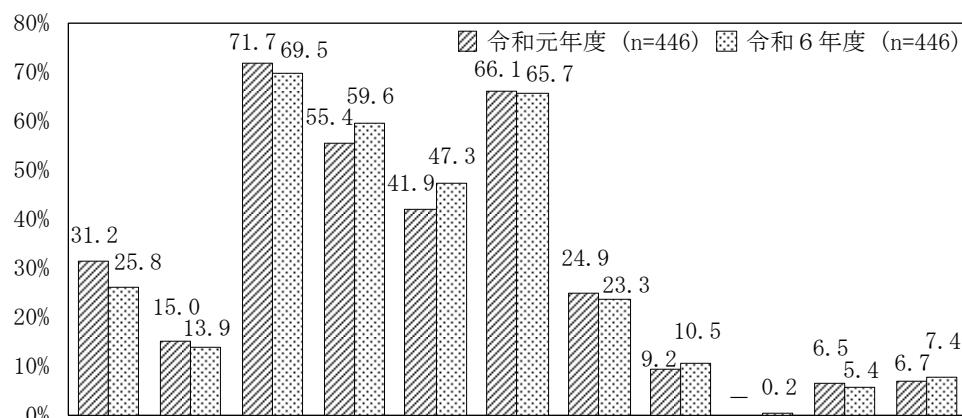
知っている人権関係機関等についてたずねたところ、「民生委員・児童委員」が69.5%と最も高く、次いで、「子育て支援センター」が65.7%、「社会福祉協議会」が59.6%、「地域包括支援センター」が47.3%、「人権擁護委員」が25.8などとなっています。

令和元年度（前回）の調査結果と比較しても、大きな変化はみられません。

令和6年度の調査結果を性別にみると、男性では「民生委員・児童委員」が最も高い一方、女性では「子育て支援センター」が最も高くなっています。

年齢別にみても、「民生委員・児童委員」や「子育て支援センター」は幅広い年齢層で高くなっています。一方、「人権擁護委員」は18～20歳代（8.3%）で、「岐阜県人権啓発センター」は80歳以上（5.3%）で顕著に低くなっています。

図表2－7 知っている人権関係機関等（いくつでも）



区分		n	人権擁護委員	岐阜県人権啓発センター	民生委員・児童委員	社会福祉協議会	地域包括支援センター	子育て支援センター	保護司及、更生保護女性会	インターネット相談窓口(法務局)	その他	どれも知らない	無回答
性別	男性	166	30.7	14.5	72.3	62.0	39.2	62.7	21.7	11.4	—	6.0	4.8
	女性	202	20.8	12.9	67.3	59.4	52.0	67.8	24.3	9.9	—	5.9	9.4
年齢別	18～20歳代	24	8.3	12.5	45.8	58.3	41.7	79.2	—	37.5	—	4.2	12.5
	30歳代	21	28.6	14.3	33.3	47.6	33.3	76.2	9.5	23.8	—	9.5	—
	40歳代	37	10.8	27.0	62.2	56.8	29.7	62.2	16.2	21.6	—	8.1	2.7
	50歳代	50	24.0	16.0	74.0	64.0	56.0	78.0	26.0	12.0	—	4.0	10.0
	60歳代	92	31.5	17.4	77.2	70.7	58.7	79.3	31.5	8.7	—	6.5	1.1
	70歳代	135	31.9	11.9	77.0	63.0	45.9	58.5	27.4	5.2	—	3.7	7.4
	80歳以上	75	22.7	5.3	65.3	45.3	41.3	46.7	21.3	4.0	1.3	6.7	16.0

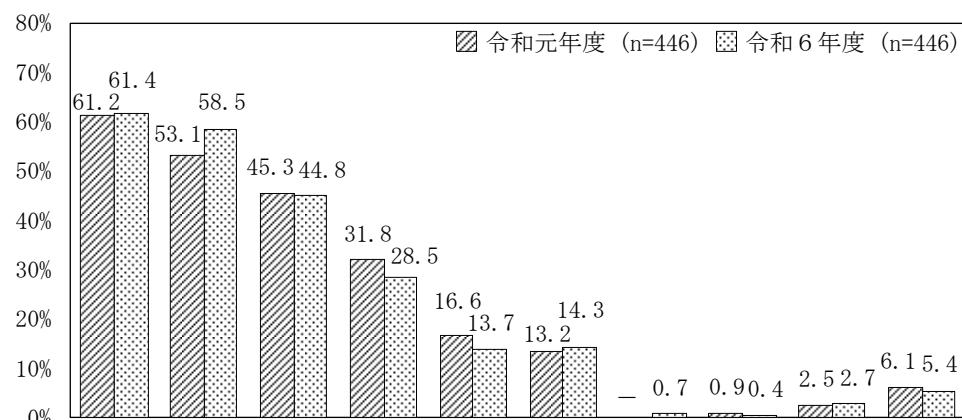
(8) 人権を尊重しあうために重要なこと

人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべき重要なことについてたずねたところ、「人権に対する正しい知識を身につける」が61.4%と最も高く、次いで、「自分の権利ばかりを主張するのではなく、他人の権利を尊重する」が58.5%、「因習や誤った固定観念にとらわれない」が44.8%、「自分の生活している地域の人々を大切にする」が28.5%などとなっています。

令和元年度（前回）の調査結果と比較しても、大きな変化はみられません。

令和6年度の調査結果を性別にみても、あまり差はみられませんが、年齢別にみると、30歳代と40歳代、60歳代では「自分の権利ばかりを主張するのではなく、他人の権利を尊重する」が最も高くなっています。

図表2-8 人権を尊重しあうために重要なこと（3つまで）



区分		n	人権に対する正しい知識を身につける	他人の権利を尊重する	自己の権利ばかりを主張するのではなく	因習や誤った固定観念にとらわれない	自己の生活している地域の人々を大切にする	家庭内での家族の権利を大切にする	職場で人権を尊重する意識を高める	その他	特に必要だと思うことはない	わからない	無回答
性別	男性	166	62.0	59.6	48.2	30.7	11.4	18.1	1.2	—	3.0	4.2	
	女性	202	63.4	54.0	42.6	27.2	15.8	13.9	0.5	0.5	2.5	5.9	
年齢別	18～20歳代	24	75.0	45.8	37.5	12.5	20.8	8.3	—	—	—	8.3	
	30歳代	21	57.1	66.7	57.1	33.3	14.3	9.5	9.5	—	—	—	
	40歳代	37	59.5	64.9	37.8	18.9	16.2	29.7	2.7	—	5.4	—	
	50歳代	50	74.0	54.0	52.0	18.0	20.0	20.0	—	—	2.0	6.0	
	60歳代	92	58.7	62.0	52.2	25.0	12.0	14.1	—	1.1	1.1	4.3	
	70歳代	135	61.5	57.8	40.7	37.0	15.6	11.1	—	0.7	3.0	3.0	
	80歳以上	75	57.3	54.7	40.0	34.7	5.3	13.3	—	—	5.3	12.0	

(9) 人権意識を高める有効な方法

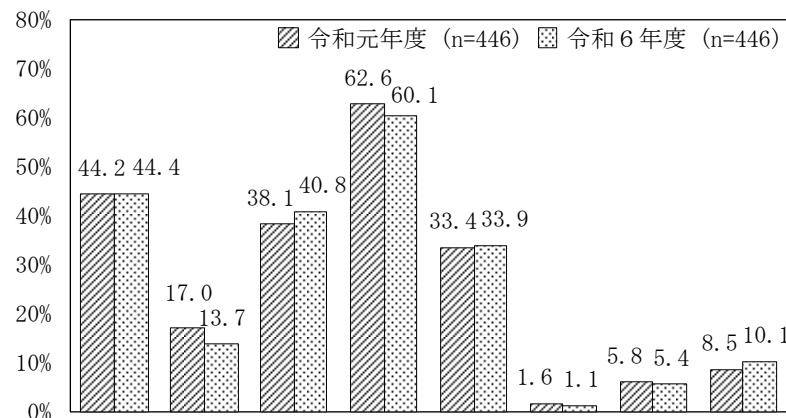
人権意識を高める有効な方法については、「学校での教育」が60.1%と最も高く、次いで、「行政による啓発活動」が44.4%、「家庭での教育」が40.8%、「職場での人権教育・研修」が33.9%などとなっています。

令和元年度（前回）の調査結果と比較しても、あまり変化はみられません。

令和6年度の調査結果を性別にみても、大きな差はみられませんが、年齢別にみても、ほとんどの年齢層で「学校での教育」が5割以上を占めているほか、「家庭での教育」は30歳代と60歳代で、「行政による啓発活動」は70歳代でも5割以上を占めています。

引き続き、町による人権教育・啓発活動を推進するとともに、家庭や企業など、町民との協働もあわせて進めていく必要があります。

図表2-9 人権意識を高める有効な方法（いくつでも）



区分		n	行政による啓発活動	市民団体による啓発活動	家庭での教育	学校での教育	職場での人権教育・研修	その他	特にない	無回答
性別	男性	166	51.2	13.3	41.6	59.0	40.4	1.2	6.0	6.0
	女性	202	43.1	12.9	40.1	63.9	31.2	1.0	5.0	11.4
年齢別	18～20歳代	24	33.3	8.3	29.2	50.0	37.5	—	12.5	12.5
	30歳代	21	33.3	28.6	52.4	81.0	38.1	9.5	—	—
	40歳代	37	43.2	8.1	45.9	70.3	48.6	2.7	8.1	—
	50歳代	50	44.0	10.0	42.0	66.0	40.0	—	2.0	10.0
	60歳代	92	45.7	15.2	52.2	71.7	41.3	1.1	3.3	6.5
	70歳代	135	51.9	14.8	33.3	54.1	28.9	—	6.7	10.4
	80歳以上	75	37.3	13.3	38.7	49.3	21.3	1.3	6.7	17.3

人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会を実現するためには、学校・家庭・職場・地域などあらゆる場を通じて、人権に関する教育・啓発が実施されることが重要です。

町民一人ひとりの人権を尊重する意識が高まり、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、引き続き、人権教育・人権啓発を推進します。

1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育・啓発推進法第2条）をいい、人権尊重の理念を定着させ、人権感覚あふれる学校や地域社会であるためには、町民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重される活動を実現していくことが必要です。

人権に関する意識調査の結果においても、人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるための効果的な取組としては、「学校での教育」が60.1%と最も高く、次いで「行政による啓発活動」(44.4%)、「家庭での教育」(40.8%)、「職場での人権教育・研修」(33.9%)の順となっています（図表2-9）。

人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべきことについては、「人権に対する正しい知識を身につけること」が61.4%と最も高く、次いで「自分の権利ばかりを主張するのではなく、他人の権利を尊重する」(58.5%)、「因習や誤った固定観念にとらわれないこと」(44.8%)の順となっています（図表2-8）。

これらのことから、今後も学校教育や社会教育など生涯学習を通じて、学校や家庭、地域と連携した人権教育を今後も効果的に進めていくとともに、地域の世代間交流を促進し、地域のつながりを深めることで、地域での人権教育を促進します。

(1) 学校等の人権教育

学校教育においては、こどもたちの発達段階に即しながら、全教科、道徳の時間、総合的な学習の時間等、全教育活動を通じて、人権尊重の意識を高め、こども一人ひとりがお互いを大事にする教育を推進していきます。また、学校・園だけでなく、家庭や地域社会と協力して推進していくことでこどもを取り巻く大人たちにより人権感覚の醸成を図ります。

特に、幼稚園（認定こども園）及び幼稚園での就学前教育・保育においては、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）をめざす中で、園の生活の中で人や自然とのかかわりを通して、生命の大切さ、「思いやり・いたわり」の心、やつてよいことや悪いことの基本的な区別など、人権尊重の基礎づくりを行っていきます。

小学校、中学校及び高等学校においては、偏見や差別に対して、「認識力」「自己啓発力」「行動力」など全教育活動と関連づけながら確かな人権感覚を育んでいきます。学校内における「いじめ」「インターネット上の誹謗中傷やトラブル」等の問題については、「どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである」という認識のもと、組織的な早期発見・早期対応に努めます。また、命を守ることを最優先に考え、自己を見つめる力と他を思いやる心、豊かな人間性と自主的、実践的な態度を育てるとともに、教師と児童生徒、そして児童生徒相互の信頼関係を築き、児童生徒一人ひとりの人格や尊厳を大切にした教育、相談体制の充実に努めます。

特別支援学校については、小学校、中学校及び高等学校や地域の人々との交流を積極的に推進し、相互に社会性や豊かな人間性の育成に努めます。

また、人権教育における行動力の育成を図る取組として「ひびきあい活動」を核として実施していきます。人権を守るための知識を深めたり、学級内の人権感覚を見つめ直したりするなど、学校・園の実態に応じて実践していきます。

さらに、人権教育推進のための教職員の研修を充実させるとともに、様々な機会を通じて保護者や地域社会に対して人権に関する啓発を積極的に推進します。

（2）社会教育・生涯学習

町民一人ひとりの人権が大切にされるよう、さらに積極的な教育が望まれます。その場合、知識伝達型の教育から、参加者が主体的に取り組める体験参加型といった多様な手法を取り入れることや、具体的な事例をあげることで、より身近な問題ととらえられるようにするなど、教育活動の内容・方法において、常に最新の情報を取り入れていくなどの改善や工夫が大切です。

すべての人の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合

理な差別をなくすよう、生涯学習の視点を踏まえ、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進します。部落差別（同和問題）のほか、児童虐待、DV、インターネット上の問題、ハラスメントなど、時事的なテーマを取り上げた講演会などの学ぶ機会の提供を行い、多くの住民が人権問題をより身近な問題ととらえ理解を深められるよう努めます。

また、教育活動を効果あるものにするためには、地域社会に密着した指導者が必要であることから、人材の確保・養成に努めます。

一方、社会教育関係団体は地域を基盤に活動しており、人権が尊重される明るい地域社会づくりにおいてその果たす役割は極めて大きく、今後も、各種の社会教育団体においては、会員同士の連帯や団体相互の交流、地域活動の広がりを創り出すような活動の推進が望まれます。

公民館は、住民一人ひとりの人権が大切にされる地域社会を形成していく中核的施設でもあり、住民の人権に関する幅広い学習要求に応えるため、地域情報のみならず、社会の動向や世界的な流れを把握し、広い視野に立った情報の収集、提供が大切です。

このように、地域には様々な施設や団体、企業があり、人権に関する教育を効果的に進める上で、これらが相互に連携・協力し、一体となった効果的な事業の推進が図られるよう、各方面に積極的に働きかけることが重要です。

家庭は、人権に関する基本的学習の場であり、特にこどもにとっては、人権意識をはぐくむ上で極めて重要な場となります。保護者が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなど、人権問題を正しく理解した上でこどもと接することが重要です。

家庭教育においては、「子育ての根本は、子どもの人権を尊重すること」と捉え、子どもの成長段階に応じ、生命の大切さや男女平等など、人権尊重の意識を育むことが大切であるため、家庭に対する情報提供や子育て相談などの支援、保護者の人権意識の高揚を図るための学習環境の充実等に努めます。

2 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」（人権教育・啓発推進法第2条）であり、町民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることです。具体的には、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権が侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようにになっているか」等について、正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、態度面・行動面等において確実に根付くようになることが目的です。また、その内容や実施方法については、町民の理解と共感が得られるものであることが必要です。

人権意識を高める方法としては、「行政による啓発活動」が高くなっています。人権に関する基本的な知識の習得、それぞれの分野の人権課題について認識を深めるとともに、新たな人権問題等について、周知啓発をすることにより、町民一人ひとりが、人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念が地域の中で実現されるよう、日常生活の中で、人権感覚を育んでいくための人権啓発を効果的に行っていく必要があります。

(1) 町民への啓発

町民が、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供や効果的な手法の採用などによる啓発活動を推進します。

毎年、12月の人権週間（12月4日～12月10日）の期間中には、社会教育部門と連携し、人権教育講演会を実施するとともに、人権相談特設相談所の開設、啓発ポスターの掲示など総合的な活動を実施するとともに、各課題別の啓発活動を展開します。

また、人権を尊重する町民意識の高揚を図るため、「広報いびがわ」など様々な媒体を使った周知啓発を推進します。

(2) 企業等への啓発

企業等においては、社会や地域への影響力の大きさからも、人権が尊重される職場づくりや、人権尊重の視点に根ざした企業活動を進めるために、計画的、継続的な従業員等に対する研修に努めることが大切です。企業への情報提供に関し、揖斐川町商工会と

連携を図るとともに、町ホームページを利用した情報提供を推進します。

また、企業等における人材の採用にあたっては、公正な採用選考の確立を図り、就職の機会均等に取り組むよう、県や関係機関と連携を強化し、企業等への周知徹底に努めます。

3 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修

町民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人を対象とした人権教育に取り組む必要があります。特に、人権にかかわりの深い分野の業務に従事している人（行政職員、教職員、保育士、医療・福祉関係職員など）は、個人情報の保護や個人のプライバシーへの配慮など常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。

このため、それぞれの職場に応じて人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよう、また、町民の模範、地域の指導者となるべき職員の人権感覚を養成できるよう研修や学習機会の充実を図ります。

4 情報収集・提供の推進

町民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権に関する情報の収集・提供は大きな要素の一つです。このため、国や県をはじめ、他市町村、各種関係機関・団体、報道機関等の人権に関する情報の収集や、有効な情報の共有に努めることが必要です。

人権に関する機関等の認知度は、「民生委員・児童委員」が69.5%と最も高く、「子育て支援センター」も60%以上、「社会福祉協議会」は50%以上です。町の役場窓口はもちろん、「人権擁護委員」をはじめ、様々な相談先があることから、必要な情報が入手でき、早期に相談・支援、人権侵害の予防につながるよう、町のホームページや広報紙等により、効果のある情報提供に努めます（図表2-7）。

1 女性の人権

【現状と課題】

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女雇用機会均等法などによって、男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には今なお、例えば、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む原因となっています。

平成11年には「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)が公布・施行され、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。現在は、令和2年12月に閣議決定(令和5年12月に一部変更)された「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の形成を目指した取組が推進されています。この計画においては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として次の4つを提示しています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

また、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号、以下「女性活躍推進法」という。)が施行され、国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し、地方公共団体、一定規模以上の大企業(301人以上の事業主。令和4年4月からは101人以上の事業主)は、女性の活躍に関する状況把握・課題分析、数値目標と取組を盛り込んだ行動計画を策定することとされました。

男女間の暴力に関しては、平成25年に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ス

トーカー規制法)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が相次いで改正されました。

家庭では、家事や育児、介護などを女性だけに押しつけたり、夫やパートナーが身体的、精神的、性的暴力を加えるなどのドメスティック・バイオレンス(DV)が問題となっており、また恋愛においてはデートDVも社会問題となっています。

また、職場では、募集、採用、昇進などに関わる女性差別や、相手の嫌がる性的な言葉やふるまいによって仕事がしづらくなるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントも増加しています。その他、女性に対するストーカー行為や性犯罪なども女性の人権問題として深刻な社会問題となっています。

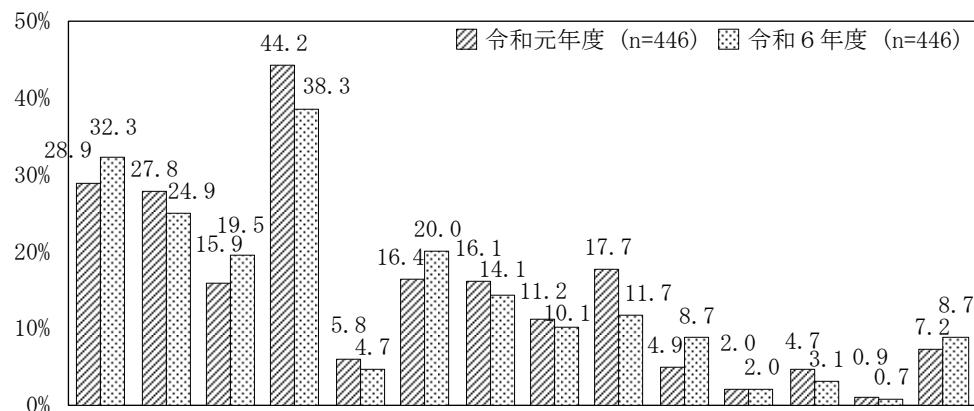
こうした女性に対する暴力は、深刻な人権侵害であり、男女間の経済的・社会的な不平等を背景として個人の尊厳を傷つけるだけでなく、生活までも困難な状況になることもあります。男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因となっています。そのため、令和6年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)が施行されました。

本町においては、令和6年3月に「自分らしさで活躍し、みんなが笑顔でくらすまち」を基本理念に掲げた「揖斐川町第3次男女共同参画プラン」を策定し、男らしく女らしくではなく、誰もが自分らしくいられるよう、これまでの固定的な性別役割分担意識をなくし、得意な分野で活躍できるまち、そして、一人ひとりが責任を持って無理なく役割を担いあえる幸せなまちを推進しています。なお、このプランは、「女性活躍推進計画」「DV防止計画」を包含した内容となっています。

人権に関する意識調査の結果を見ると、女性の人権について特に問題があると思うこととしては、依然として、「家事・育児や介護などを、男女が共同して担う社会の仕組みが十分整備されていない」(38.3%)が最も高く、次いで、「性別による固定的な役割分担意識がある」(32.3%)となっています(図表2-10)。

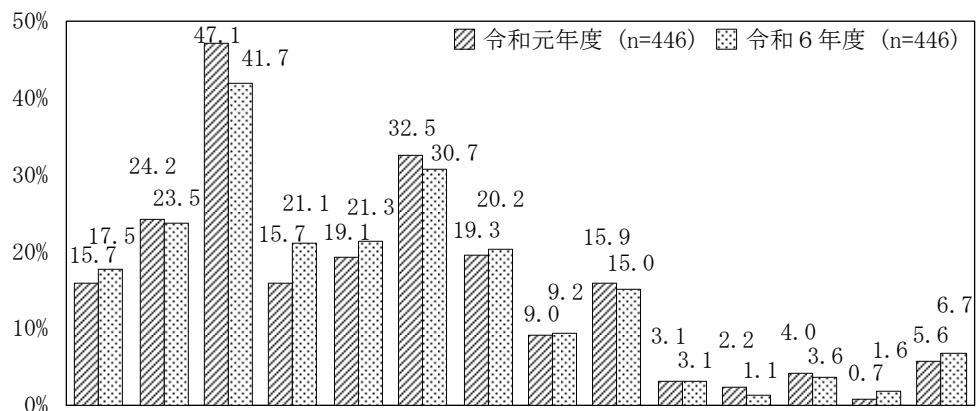
また、女性の人権を守るために必要なこととしても、依然として、「家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」(41.7%)が最も高く、次いで、「男女がともに共同して家庭生活や地域活動に携われるような社会づくりを推進する」(30.7%)となっています(図表2-11)。

図表2-10 女性の人権で特に問題があると思うこと（3つまで）



区分		n	女性による固定的な役割分担意識がある															その他	無回答
性別	男性	166	30.7	27.7	22.3	33.1	4.8	22.3	11.4	7.8	10.8	8.4	0.6	4.8	1.8	9.0			
	女性	202	35.1	25.7	17.8	46.0	5.4	19.8	16.8	12.9	12.9	7.4	3.0	2.0	—	5.9			
年齢別	18～20歳代	24	37.5	29.2	16.7	54.2	8.3	12.5	20.8	8.3	25.0	4.2	4.2	—	4.2	4.2			
	30歳代	21	38.1	23.8	19.0	42.9	—	9.5	52.4	—	19.0	4.8	—	—	9.5	4.8			
	40歳代	37	43.2	35.1	27.0	37.8	2.7	8.1	24.3	21.6	10.8	5.4	—	—	—	2.7			
	50歳代	50	28.0	32.0	24.0	48.0	2.0	16.0	18.0	18.0	14.0	—	—	6.0	—	6.0			
	60歳代	92	34.8	28.3	18.5	46.7	4.3	27.2	14.1	14.1	15.2	6.5	—	2.2	—	6.5			
	70歳代	135	29.6	17.8	22.2	34.1	7.4	22.2	8.9	5.9	8.9	13.3	2.2	5.2	—	5.9			
	80歳以上	75	32.0	25.3	13.3	28.0	4.0	22.7	5.3	6.7	6.7	10.7	6.7	2.7	—	16.0			

図表2-11 女性の人権を守るために必要なこと（3つまで）



区分		n	女性の人権を守るために必要なこと（3つまで）													
性別	男性	166	23.5	28.3	35.5	22.9	20.5	27.7	23.5	10.2	12.0	4.2	0.6	4.8	3.0	5.4
	女性	202	12.9	20.3	44.6	18.8	23.8	33.7	19.8	8.4	18.8	2.0	1.5	3.0	1.0	7.4
年齢別	18～20歳代	24	12.5	16.7	41.7	12.5	25.0	41.7	20.8	4.2	29.2	8.3	—	4.2	4.2	4.2
	30歳代	21	4.8	33.3	42.9	9.5	23.8	38.1	14.3	9.5	42.9	4.8	—	—	9.5	—
	40歳代	37	16.2	27.0	45.9	24.3	16.2	21.6	21.6	8.1	13.5	5.4	2.7	2.7	5.4	5.4
	50歳代	50	18.0	28.0	36.0	16.0	18.0	36.0	16.0	12.0	14.0	—	—	8.0	2.0	6.0
	60歳代	92	13.0	27.2	50.0	28.3	17.4	35.9	28.3	15.2	18.5	2.2	—	2.2	—	3.3
	70歳代	135	21.5	18.5	37.0	22.2	28.1	29.6	21.5	6.7	5.9	3.0	1.5	3.7	0.7	6.7
	80歳以上	75	24.0	24.0	38.7	17.3	17.3	22.7	14.7	6.7	14.7	2.7	2.7	4.0	—	14.7

このように、家庭と仕事の両立のための就労環境の整備や家事・育児や介護などの男女共同に向けた社会整備、性別にかかわりなく互いに人権を尊重するとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できるよう、家庭、職場、地域が連携し、推進していくことが、引き続き、求められています。

【施策の方向】

「揖斐川町第3次男女共同参画プラン」に沿って、性別に関わりなくすべての個人が互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できる社会の実現に向けた施策を推進します。

男女の人権の尊重と男女共同参画が生活の中に定着するためには、男女それぞれの人権が正しく認識されるよう、人権講座の開催、啓発誌・パンフレット等の充実と配布等により、女性の人権尊重を啓発します。また、固定的な性別役割分担意識をなくすための各種セミナーや講座等の充実・参加促進を図り、男性の家事参加意識の高揚を図るなど、町民への啓発を促進します。さらに、PTA活動や家庭教育学級等を通じて、男女平等の視点に立った家庭・生涯教育を推進します。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発

広報誌などの紙媒体や、ホームページ、町公式アプリ「いび情報ナビ」など音声・映像媒体の活用等により、広く町民に男女共同参画の周知を図ります。また、自ら学習することができるよう、男女共同参画に関する情報の収集・提供体制の充実に努めます。

(2) 学校教育等における男女共同参画の理解の促進

一人ひとりが個性や能力を生かし、社会の様々な分野に参画することができる男女共同参画社会を実現するため、家庭、学校、地域、働く場などで、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが男女共同参画について、法律や指針等の趣旨・内容を含め正しく認識できるよう、様々な機会を通して分かりやすく広報・啓発活動を行います。

特に、次世代を担う子どもたちには、より重点的に男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

(3) 多様な活躍ができる社会づくり

町においては、積極的に女性の職域を拡大し、キャリア形成と人材育成に取り組み、性別にかかわらず職員一人ひとりの能力や実績に応じた管理職への登用を推進します。

また、事業所や各種団体における方針決定過程への女性の参画を促進するため、広報・啓発や情報提供に努めます。

(4) 女性に対する暴力の防止と被害者への支援

暴力やハラスメント等を許さない社会の実現のため、若い世代を含めた社会全体で男女の人権尊重意識を共有することができるよう、関係機関と連携し、啓発活動に努めます。

また、府内や関係機関との連携を強化し、DV被害者が安心して相談できる体制の強化を図り、支援体制を充実していくとともに、DV被害者が自立した生活を送ることができるよう関係機関と連携し、情報提供を行うとともに各種支援を提供します。

さらに、DVなど女性に対するあらゆる暴力により、女性が複合的な問題を抱え、貧困など困難な状況にならないよう、また、その状況を解消できるよう、被害者に寄り添った相談支援に取り組みます。

2 こどもの人権

【現状と課題】

こどもの人権については、昭和22年に「児童福祉法」、そして、昭和26年に「児童憲章」が制定され、平成元年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」においては、平成6年にわが国は批准しましたが、その後20年以上を経た平成28年の「児童福祉法」の改正により、ようやく「こどもの権利」が明文化されました。さらに、令和5年に施行された「こども基本法」（令和4年法律第77号）において、すべてのこどもは、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」などが定めされました。

近年、少子化や核家族化の進行、ひとり親家庭の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォンの急速な普及などにより、こどもを取り巻く環境は大きく変化しています。出会い系サイトを通じた児童買春などのこどもの犯罪被害、インターネットにおける児童ポルノの氾濫、スマートフォンやインターネットを利用した誹謗・中傷によるいじめなど、こどもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。児童虐待も後を絶ちません。児童虐待などの問題は、被害を受けるこども自らは声をあげにくいという特性があり、発見される時点では既に重篤な状況に至っていることがあります。問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、こどもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっていることから、平成16年の「児童福祉法」の改正により、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化されました。

本町においては、幼稚園、幼稚園、学校、保健センター、民生児童委員・主任児童委員、こども家庭センター、子育て支援センター、子ども相談センター等の関係機関におけるネットワークを強化し、児童虐待の防止、早期対策、援助などの総合的な取組を推進しています。また、町内外の関係諸機関の連携により、日常的に情報を共有したり、ケース会議を定期的に開催しています。

いじめについては、平成25年に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）が制定され、この法律において、国、地方公共団体、学校に対しては、いじめ防止基本方針を定めることを求め、さらに学校に対しては、学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定されました。

さらに、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧

困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が制定（令和6年に「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正）されています。本町においても生活困窮者の就労支援、就学援助事業の取組を実施しています。

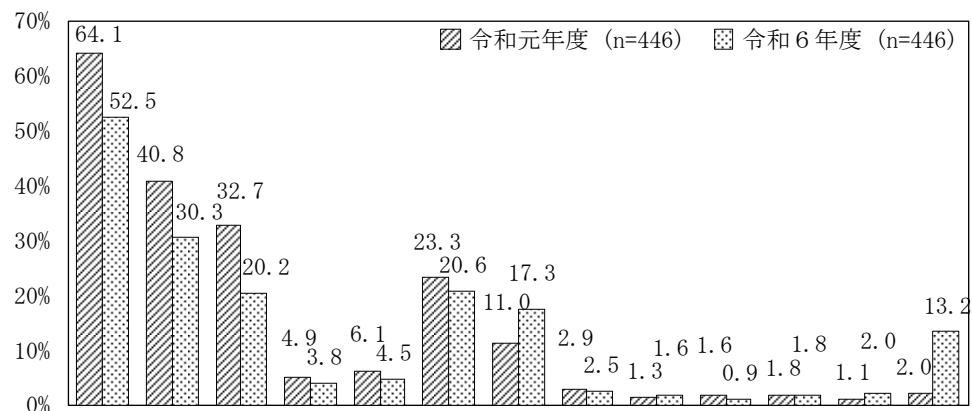
本町は、平成25年度に「揖斐川町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援に関する課題や施策について協議を始め、平成27年3月に「揖斐川町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月には「第2期揖斐川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会情勢の変化や、時代に即した子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。令和7年3月には、「子ども基本法」を踏まえ、「ともに育ち ふれあいの笑顔に満ちたまち いびがわ」を目指すまちの姿に掲げた「第1期揖斐川町子ども計画」を策定し、子どもの権利や意見を大切にするまちづくりを推進しています。なお、この計画は、「子ども・子育て支援事業計画」「子どもの貧困解消対策推進計画」などを包含した内容となっています。

また、令和7年4月には、「揖斐川町子ども家庭センター」を設置し、すべての妊産婦、子ども、子育て家庭を対象に切れ目のない相談・支援に取り組んでいます。

人権に関する意識調査の結果を見ると、子どもの人権について特に問題があると思うこととしては、依然として、「いじめを行う」（52.5%）が最も高く、次いで、「いじめを見て見ぬふりをする」（30.3%）となっていますが、これらと「家庭で親が子どもを虐待する」は、令和元年度（前回）から10ポイント以上低下しています（図表2-12）。

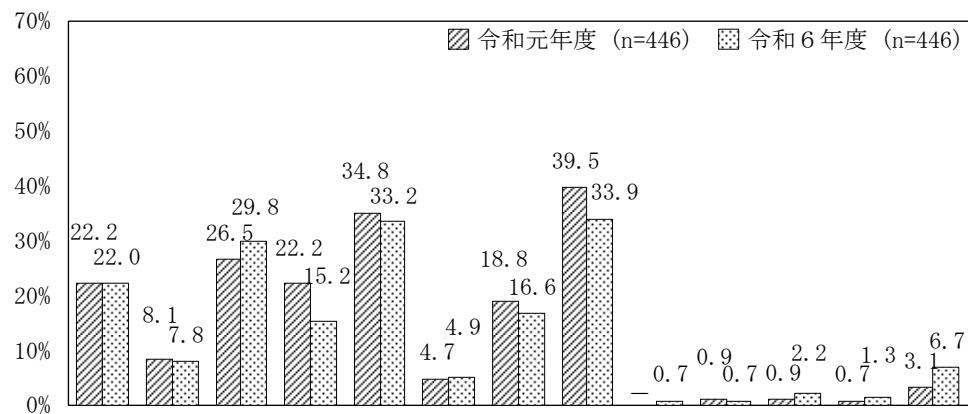
また、子どもの人権を守るために必要なこととしても、依然として、「子どもに自分と同じように他人も大切にする思いやりの心などを教える」（33.9%）が最も高く、次いで、「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、3者が連携して活動に取り組む」（33.2%）、「子どもの個性・自主性を尊重するような社会をつくりあげる」（29.8%）の順となっています（図表2-13）。

図表2-12 こどもの人権で特に問題があると思うこと（2つまで）



区分		n	いじめを行う	いじめを見て見ぬふりをする	家庭で親がこどもを虐待する	学校や就職の選択などに親がこどもの意見を無視する	学校で教師が体罰を行う	こどもを成績や学歴だけで判断する	暴力や性など、こどもにとつて有害な情報がたくさんある	児童貢春・児童ポルノ等の対象となる	特に問題があると思うことはない	こどもの人権問題があることを知らない（わからない）	わからぬ	その他	無回答
性別	男性	166	51.8	35.5	16.9	4.8	4.2	21.7	17.5	2.4	1.8	1.8	1.2	4.2	7.8
	女性	202	55.0	24.8	23.3	4.0	4.5	20.3	17.8	1.5	1.0	0.5	2.5	0.5	16.8
年齢別	18～20歳代	24	50.0	16.7	37.5	16.7	12.5	16.7	8.3	—	4.2	4.2	—	4.2	4.2
	30歳代	21	42.9	19.0	33.3	—	4.8	9.5	23.8	14.3	—	—	—	14.3	9.5
	40歳代	37	62.2	29.7	13.5	8.1	2.7	8.1	27.0	2.7	—	—	—	8.1	13.5
	50歳代	50	46.0	42.0	46.0	2.0	6.0	22.0	18.0	—	—	—	2.0	—	2.0
	60歳代	92	67.4	35.9	22.8	2.2	—	14.1	19.6	3.3	2.2	—	2.2	—	10.9
	70歳代	135	48.9	23.7	11.1	2.2	1.5	30.4	17.0	2.2	2.2	1.5	2.2	—	17.8
	80歳以上	75	46.7	33.3	12.0	4.0	10.7	20.0	9.3	1.3	—	1.3	2.7	1.3	20.0

図表2-13 こどもの人権を守るために必要なこと（2つまで）



区分		n	こどもの人権を守るために必要なこと（2つまで）														その他	無回答
性別	年齢別		1. こどもの人権相談所や電話相談所を充実する	2. こどもの人権を守るために啓発広報活動を推進する	3. こどもの個性・自主性を尊重するような社会をつくる	4. こどものしつけや教育力を向上させる	5. 親のしつけや教育力を向上させる	6. 家庭・学校・地域の連携意識を高め、3者が連携して活動に取り組む	7. 児童貢春・児童ボルノ等の取締りを強化する	8. 実感させる	9. こどもに「自分は大切な存在だ、価値ある存在だ」と	10. こどもに自分と同じように他人も大切にする思いやりの心などを教える	11. こどもに自分と同じように他人も大切にする思いやりの心などを教える	12. こどもに自分と同じように他人も大切にする思いやりの心などを教える	13. こどもに自分と同じように他人も大切にする思いやりの心などを教える	14. こどもに自分と同じように他人も大切にする思いやりの心などを教える		
男性	18～20歳代	166	23.5	9.6	30.1	18.1	36.7	3.0	15.1	30.1	—	1.2	3.0	2.4	3.6			
女性	30歳代	202	23.3	7.9	28.2	13.4	29.2	6.4	17.3	37.6	0.5	0.5	2.0	1.0	8.4			
	40歳代	21	14.3	4.8	33.3	9.5	19.0	4.8	23.8	42.9	—	—	—	19.0	—			
	50歳代	37	18.9	5.4	21.6	24.3	27.0	8.1	29.7	27.0	—	—	2.7	2.7	8.1			
	60歳代	50	24.0	10.0	36.0	16.0	32.0	2.0	20.0	28.0	—	—	6.0	—	—			
	70歳代	92	35.9	7.6	28.3	18.5	40.2	5.4	10.9	38.0	1.1	—	1.1	—	1.1			
	80歳以上	135	23.0	8.1	29.6	14.1	30.4	5.2	13.3	33.3	—	1.5	2.2	—	9.6			
		75	12.0	8.0	26.7	10.7	38.7	1.3	13.3	38.7	2.7	1.3	1.3	—	14.7			

このように、こども同士のいじめやこどもへの虐待に関しての問題意識が依然として高くなっています。家庭や学校、地域社会との連携をより密にして、次代を担うこどもたち一人ひとりの人権が尊重され、健康、安全で、健全に育つことができる環境づくりに向けた取組が、引き続き、必要となっています。

【施策の方向】

「第1期揖斐川町こども計画」に沿って、子どもの権利や意見を大切にし、町民一人ひとりが子どもや子育て家庭に対する関心を一層高めるとともに、行政のみならず地域社会、学校、家庭、企業などが連携を強化しながら施策を推進します。

(1) 子どもの人権を尊重する啓発活動

町民一人ひとりに子どもの人権尊重の理念の普及や理解の促進を図るため、児童福祉週間を中心にあらゆる機会を通じて、「児童の権利に関する条約」「子ども基本法」等の趣旨を周知徹底するなど、子どもの人権尊重を目指した啓発活動を、関係機関と連携を図りながら推進します。

(2) 乳幼児期における子どもの人権尊重

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であることから、幼稚園、幼稚園等においては、人権を大切にする心を育てるという観点から、国の「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」を基本として、一人ひとりの子どもの特性や発達の課題に十分留意して保育・教育を行い、子どもの心身の発達、家庭や地域に応じた適切な保育・教育を実施します。また、家庭や地域社会との連携を密にする環境づくりに努めます。さらに、この人権を大切にする心を育てる保育・教育を一層推進するため、職員に対する研修を充実させます。

(3) 児童虐待予防と早期発見、早期対応の推進

就学前の教育・保育施設や小中学校など、子どもの生活の最前線の関連施設・機関との連携を密にし、情報共有に積極的に取り組み、協働して早期発見・早期対応に努めます。

また、地域で虐待が発生しない体制づくりを進め、「子ども家庭センター」が中心となり、学校、地域、関係機関、各種団体とのネットワーク化を強化し、虐待の実態把握に努めるとともに、ケース会議等を開催し、情報交流や具体的支援方法の計画実践を行うとともに、専門的知識やノウハウを蓄積していくことにより効率的な対応ができる仕組みを整えていきます。

さらに、児童虐待防止に関わる研修会の開催や子どもへの暴力防止プログラムの普及・実践を図ります。

(4) 児童虐待等の被害者（児）への支援

子育て家庭で起きる児童虐待の問題は、いろいろな手立てを有機的につなげた対処が必要ですが、とりわけ心理的ケアが大切であるため、西濃子ども相談センターや児童養護施設の一時保護所などに心理士が配置され、専門的な心理治療等が行われています。

また、子どもに虐待を加えた保護者とその子どもに対して、被害者に配慮し、必要に応じてケース会議などにより関係機関と連携し、子どもの健全に育つ社会づくりに努めます。

さらに、児童を見守り続ける仕組みについては、子ども家庭センターが中心となり、要保護児童対策地域協議会等で対応し、きめ細かな支援が行き届くように努めます。

(5) たくましく生きることを育む環境づくりの推進

子どもが、豊かな心を持ち、たくましく生きることをはぐくむには、家庭、地域社会、就学前の教育・保育施設、小中学校など学校、行政等、子どもにかかわる様々な主体が互いに連携しながら、地域ぐるみの子育て支援、子どもの生きる力の育成、安心・安全な子育て環境の整備が必要です。

このため、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して「母子保健・児童福祉」の一体的な相談支援を行う機関である「子ども家庭センター」を核として、子育て中の親と子どもたちが集まり交流や育児相談ができる子育て支援センターを充実するとともに、町立幼稚園、保健センターなど、気軽に相談できる体制づくりに努めます。地域や就学前の教育・保育施設、学校、関係機関・団体、ボランティア等が連携を強化して、子育て支援組織の育成、世代間交流や社会参加活動を通じて子どもの健全育成に努め、地域ぐるみで子どもを見守り育てる社会を推進します。

また、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある書籍、雑誌、映像ソフト、インターネット上の有害情報等、有害な社会環境から青少年を保護するとともに、社会環境の浄化に努めます。特にインターネット上の有害情報に対して、フィルターをかけるよう依頼・啓発を促進します。

(6) いじめや不登校などへの対応

いじめや不登校などの悩みに関する相談に応じ、その解消を図るため教育相談、適応指導教室の充実に努めます。また、スクールカウンセラーによる相談体制の充実に努めます。さらに、日ごろの児童生徒の悩みを共有するため、定期的にアンケートを実施するなど、悩みの解決に努めます。

また、全小中学校において、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止と、早期発見・早期対応に取り組みます。

3 高齢者の人権

【現状と課題】

わが国における高齢化率は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、令和6年10月1日現在29.3%となっています。さらに、令和19年には33.3%となり、3人に1人が高齢者という社会を迎えると予測され、支援が必要な高齢者の増加が見込まれています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯は増加を続けており、家庭が有する介護力の低下は否めません。さらに、高齢社会の大きな課題である認知症施策の必要性は高まります。これに向けて、高齢者が要介護となっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づいて取り組むことが重要となります。

高齢者的人権については、普及・啓発や相談活動の充実などを通じてその擁護に努めてきましたが、高齢者に対する身体的・心理的・性的・経済的な虐待や介護放棄、悪徳商法や振り込め詐欺などの事件が後を絶たず、高齢者の権利擁護は重要な課題となっています。

高齢者の権利擁護に向けては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」（平成17年法律第124号）や「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」（平成28年法律第29号）が制定されました。成年後見制度は、認知症高齢者のはか、知的障がいや精神障がい等の理由で判断能力が不十分な人の預貯金等の財産管理や福祉サービスの手続きなどの身上保護、自身に不利益な契約の締結等を防止するためのもので、この制度の普及とともに、支援体制の整備などが求められています。

また、令和5年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」（令和5年法律第65号）が制定され、その過程において、「認知症になつたら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という新しい認知症観が示されました。

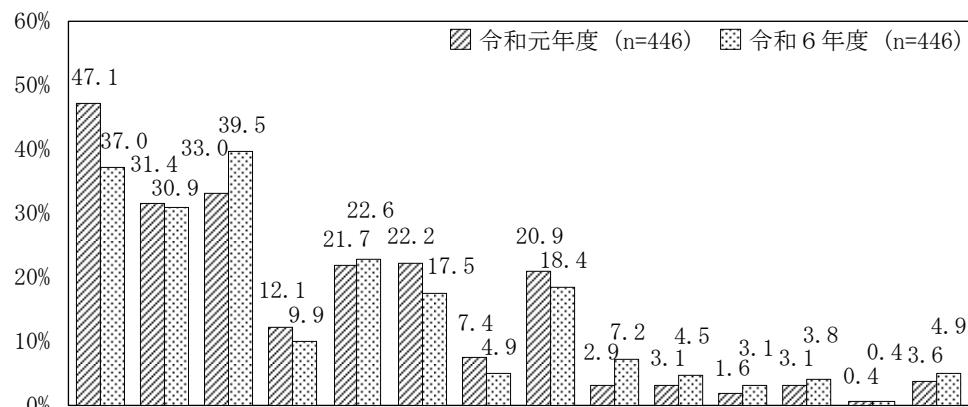
本町においては、揖斐郡各町とともに揖斐広域連合を設置し、3年ごとに「揖斐広域連合高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（「認知症施策推進計画」を含む。）を策定し、高齢者の権利擁護や虐待防止、認知症に対する正しい理解の促進などに努めています。

なお、本町の高齢化率は、令和6年10月1日現在41.7%となっており、全国平均を大きく上回っています。

人権に関する意識調査の結果を見ると、高齢者の人権で特に問題があると思うこととしては、「悪徳商法やニセ電話詐欺の被害が多い」が39.5%と最も高く、次いで、「経済的に自立が困難」が37.0%、「働く能力を発揮する機会が少ない」が30.9%などとなっています。このうち、「経済的に自立が困難」は、令和元年度（前回）から10ポイント程度低下しています（図表2-14）。

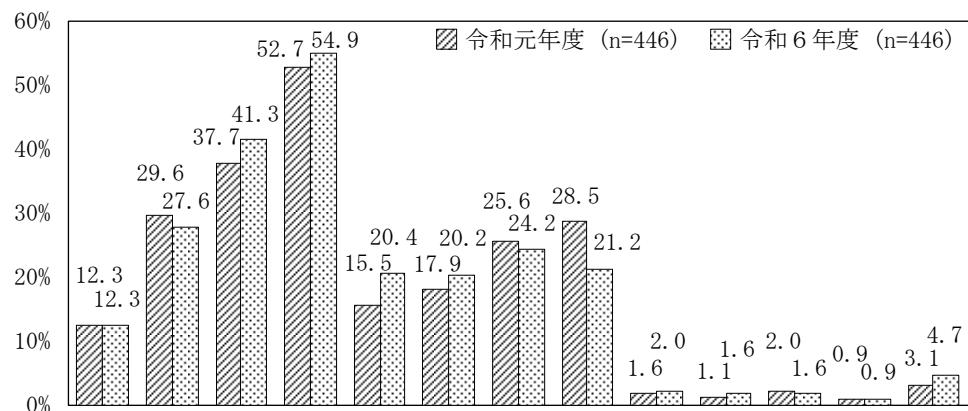
また、高齢者の人権を守るために必要なこととしては、依然として、「年金や住宅、福祉、医療サービスなどの充実で高齢者の生活の安定を図る」（54.9%）が最も高く、次いで、「高齢者が能力や知識、経験を生かして働くよう、生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす」（41.3%）、「学校や家庭、地域で高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる機会を設ける」（27.6%）の順となっています（図表2-15）。

図表2-14 高齢者的人権で特に問題があると思うこと（3つまで）



区分		n	経済的に自立が困難	働く能力を発揮する機会が少ない	悪徳商法やニセ電話詐欺の被害が多い	家庭内での介護において劣悪な待遇や虐待をする	病院や介護施設において劣悪な待遇や虐待をする	高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにする	高齢者をこどもまたは幼児扱いする	高齢者の意見や行動を尊重しない	アパート等への入居を拒否される	特に問題があると思うことはない	高齢者の人権問題があることは知らない（わからない）	高齢者の人権問題があることを知らない（わからない）	その他	無回答
性別	男性	166	45.8	31.9	35.5	10.8	23.5	19.9	6.6	17.5	4.2	7.2	1.8	1.8	—	3.0
	女性	202	34.2	33.2	43.1	7.9	23.3	15.8	5.0	19.8	10.9	3.0	4.0	4.0	1.0	5.4
年齢別	18～20歳代	24	20.8	33.3	45.8	12.5	8.3	12.5	12.5	12.5	4.2	8.3	4.2	8.3	4.2	4.2
	30歳代	21	4.8	14.3	28.6	23.8	38.1	14.3	—	9.5	23.8	9.5	—	9.5	4.8	—
	40歳代	37	35.1	35.1	29.7	16.2	27.0	16.2	—	13.5	8.1	5.4	8.1	5.4	—	5.4
	50歳代	50	52.0	32.0	46.0	8.0	20.0	22.0	2.0	8.0	12.0	4.0	2.0	—	—	2.0
	60歳代	92	39.1	33.7	50.0	10.9	34.8	15.2	9.8	9.8	7.6	1.1	3.3	2.2	—	1.1
	70歳代	135	40.7	36.3	33.3	5.9	20.0	14.8	4.4	28.1	5.2	5.9	3.0	3.7	—	5.2
	80歳以上	75	34.7	21.3	38.7	10.7	16.0	25.3	4.0	26.7	4.0	2.7	2.7	2.7	—	10.7

図表2-15 高齢者の人権を守るために必要なこと（3つまで）



区分		n	項目												その他	無回答
性別	男性	166	11.4	28.9	42.2	56.6	21.7	18.7	21.7	17.5	3.6	1.2	2.4	1.2	3.6	
	女性	202	13.9	26.2	40.6	55.4	19.3	19.3	27.2	24.8	1.5	1.5	0.5	1.0	4.5	
年齢別	18～20歳代	24	16.7	16.7	41.7	33.3	25.0	8.3	8.3	25.0	16.7	4.2	—	—	4.2	
	30歳代	21	14.3	28.6	14.3	33.3	14.3	19.0	47.6	19.0	4.8	—	—	14.3	—	
	40歳代	37	10.8	29.7	43.2	35.1	18.9	18.9	32.4	13.5	8.1	5.4	—	—	2.7	
	50歳代	50	6.0	24.0	40.0	52.0	22.0	22.0	28.0	18.0	—	2.0	4.0	2.0	4.0	
	60歳代	92	4.3	30.4	51.1	63.0	28.3	27.2	17.4	23.9	—	2.2	—	—	1.1	
	70歳代	135	13.3	27.4	43.0	63.7	15.6	20.7	20.0	21.5	—	—	3.0	—	6.7	
	80歳以上	75	24.0	28.0	30.7	54.7	21.3	14.7	30.7	21.3	1.3	1.3	1.3	—	6.7	

このように、高齢者が能力や経験を生かし、生きがいづくりや積極的な社会参加に向けた取組を進めるなど、高齢者が地域社会の中で役割を確保し、犯罪に巻き込まれることなく、安心していきいきと元気に暮らせるよう、引き続き、支援していくことが重要となっています。

【施策の方向】

高齢者が社会の重要な一員として自らの豊富な知識・経験を十分に発揮し、いきいきと元気に生活できるよう、高齢者が活躍する機会や場所の提供、健康づくり・フレイル予防を推進します。

また、介護が必要となった場合や介護は必要ないが日常の生活支援や見守りが必要となった場合にも、必要なサービスを利用し、安心して暮らせるよう、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（「認知症施策推進計画」を含む。）や「地域福祉（活動）計画」に沿って、地域づくりを推進します。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するために地域包括ケアシステムの充実に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供の仕組みづくりに努めるとともに、住民同士の支え合い、助け合い活動の推進を図り、地域共生社会の実現を目指します。

(2) 生きがい・健康づくり

高齢者の寝たきり、認知症等を予防し、いつまでも健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、健康寿命の延伸を目指し、保健センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、シルバー人材センター、民間事業所を中心に、老人クラブ連合会とも協力し健康づくり、介護予防の推進、健康法・予防法の普及を図ります。また、通いの場の活動への積極的な参加を促進し、生きがいと介護予防を推進します。

(3) 日常生活支援の充実

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加していく中、日常生活での軽微な支援や見守り、ゴミ出し、買い物代行など、地域住民主体による生活支援サービスの充実を促進していきます。

(4) 介護サービスの充実

高齢者の意思を尊重しながら、介護が必要になっても、尊厳を保持しつつ、住み慣れた家庭や地域で暮らせるよう、地域で暮らせる医療と介護のサービス体制づくりを促進

するとともに、家族介護者の交流に対する支援など、高齢者を自宅で介護している家族の心身の負担軽減に努め、高齢者の生活の質の向上を図ります。

(5) 認知症施策の推進

国の「認知症施策推進基本計画」（令和6年12月）を踏まえて、認知症に関する総合的な施策を推進し、認知症になっても自分らしく暮らしていくことができるよう支援します。

まずは新しい認知症観の普及に努めるとともに、認知症サポーターの養成を通して、認知症についての理解を広め、そのステップアップ、さらに支援に結びつく取組を推進します。

また、認知症に関する相談の場の周知を図るとともに、認知症カフェなどの交流の場、通いの場への参加を促進します。

認知症高齢者を支援するため、初期対応ができるシステム、医療機関等多職種連携による対応を実施し、本人の意向を十分に尊重しながら、必要とされる保健医療サービス及び福祉サービスの提供に努めます。

(6) 高齢者の権利擁護

高齢者に対する悪徳商法やニセ電話詐欺などについても、広報などでの周知や講座などの学習機会を利用して被害防止の啓発を図るとともに、地域福祉活動を通じて関係機関と連携し、被害防止及び早期対応を図ります。

また、成年後見制度、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業等の周知を図るとともに、権利擁護支援における地域連携ネットワークの核となる中核機関において広域で協議し、更なる体制の充実を図ります。

高齢者虐待防止に関しては、啓発を行うとともに、関係機関等と連携を図り、迅速・適切な対応に努めます。

なお、地域包括支援センターを中心として、身近で相談できる体制の充実と、その周知に努めます。

4 障がいのある人の人権

【現状と課題】

平成18年、国連総会において「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）が採択され、わが国は平成19年にこの条約に署名し、その後、条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革を進め、平成26年に条約を批准しました。この間、「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成25年に「障害者自立支援法」から名称変更を含めて改正）、「障害者差別解消法」の制定、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正などが行われました。

「障害者権利条約」の中に示された、インクルージョン、障がいの「社会モデル」、あらゆる差別の禁止と合理的配慮の提供、インクルーシブ教育などの新しい考え方は、「障害者基本法」をはじめとする関係法の改正や、新たに制定された法律に盛り込まれています。

インクルージョンとは「包み込む」「排除しない」という意味であり、条約の第19条において、「締約国は障害のある人が他の人と平等の選択と自由をもって地域社会の中で生活する権利を認める」と明記しています。

障がいの「社会モデル」は、障がいのある人が生活の中で大変な思いをしているのは、その人の障がいによるのではなく、障がいのある人を生きづらくさせている社会の問題であるという考え方です。そのため、スロープの設置や手話通訳者による支援等、過度の負担にならない範囲での「合理的配慮」の提供を義務付けています。

こうした新しい考え方や理念を踏まえ、障がいのある人をありのまま受け入れられるよう、社会、地域が変わっていく必要があります。また、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援していく必要があります。しかし、現実には、障がいのある人に対する理解や配慮は十分とはいえない状態にあります。

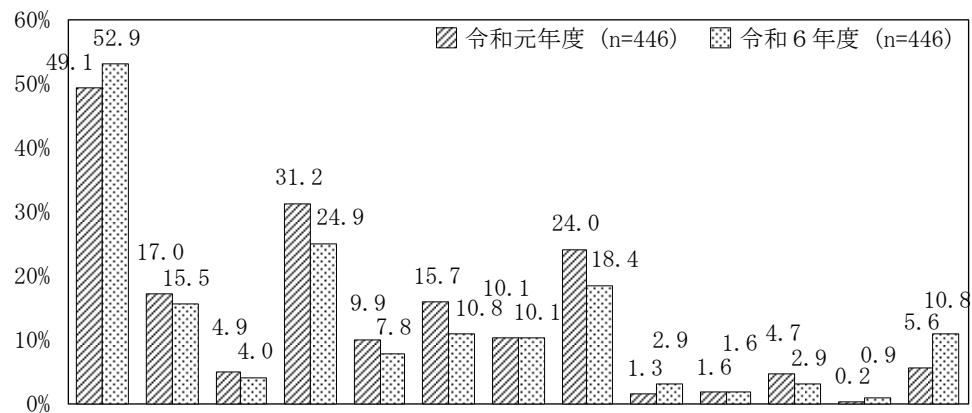
本町においては、6年ごとに「障害者基本法」に基づく「揖斐川町障がい者計画」、3年ごとに「障害者総合支援法」等に基づく「揖斐川町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人への理解の啓発や虐待防止、権利擁護などに努めています。

人権に関する意識調査の結果を見ると、障がいのある人の人権で特に問題があると思うこととしては、「障がいの特性や障がいのある人への理解が不足している」が52.9%と特に高くなっています（図表2-16）。

障がいのある人の人権を守るために必要なこととしては、「障がいの状況に応じた職業訓

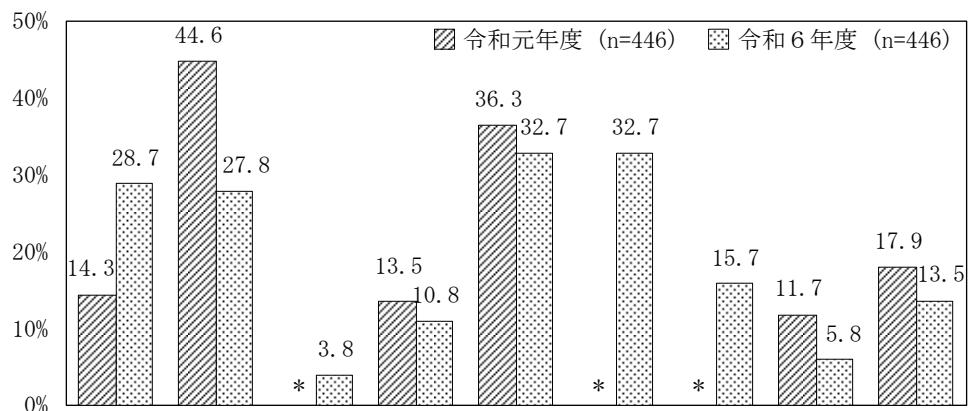
練や就労機会の確保、雇用促進を行う」「障がいのある人が自立し、地域で暮らすため、福祉サービスの充実や施設整備を促進する」がともに32.7%と最も高くなっています。なお、「障がいや障がいのある人への理解を深めるための教育や啓発広報活動を推進する」が令和元年度（前回）から10ポイント以上上昇しています（図表2-17）。

図表2-16 障がいのある人の人権で特に問題があると思うこと（2つまで）



区分	n	障がいの特性や障がいのある人への理解が不足している	外出に支障がある	道路や公共施設、商業施設等のバリアフリー化が進んでおらず、	スポーツ活動や文化活動、地域活動などへの参加に配慮がなされていない	就労の機会が少なく、また職種も限られている	障がいのある人の暮らしに適した住宅が身近な地域に少ない	身近な地域での福祉サービスが十分でない	じろじろ見られたり、避けられたりする	障がいを理由に差別的な取扱いや配慮のない対応をされる	特に問題があると思うことはない	障がいのある人の人権問題があることを知らない（わからない）	障がいのある人の人権問題があることは知らない（わからない）	その他の問題	無回答
性別	男性	166	56.6	18.1	4.8	25.9	4.8	12.7	7.8	19.9	3.6	1.8	2.4	0.6	7.2
	女性	202	55.9	15.3	3.5	20.3	8.9	7.4	10.9	19.3	3.0	1.0	3.5	1.5	11.4
年齢別	18～20歳代	24	58.3	12.5	8.3	12.5	4.2	8.3	12.5	20.8	4.2	4.2	—	—	12.5
	30歳代	21	61.9	9.5	—	9.5	4.8	14.3	23.8	23.8	—	—	—	9.5	9.5
	40歳代	37	64.9	16.2	2.7	35.1	2.7	8.1	13.5	16.2	5.4	2.7	—	—	2.7
	50歳代	50	54.0	18.0	4.0	34.0	8.0	14.0	4.0	24.0	—	—	6.0	2.0	6.0
	60歳代	92	57.6	19.6	3.3	25.0	13.0	9.8	5.4	20.7	1.1	1.1	3.3	—	9.8
	70歳代	135	49.6	16.3	1.5	25.2	5.9	9.6	11.1	17.0	5.2	1.5	3.7	0.7	10.4
	80歳以上	75	45.3	9.3	10.7	20.0	10.7	13.3	12.0	14.7	1.3	2.7	1.3	—	17.3

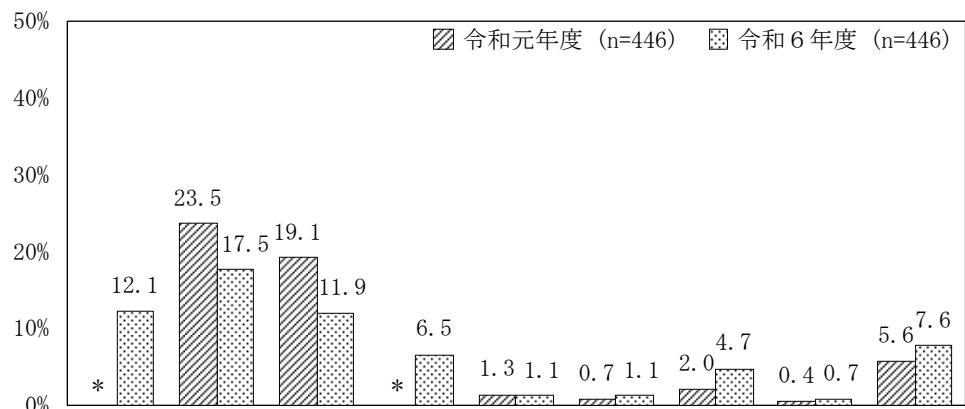
図表2-17 障がいのある人の人権を守るために必要なこと（3つまで）その1



区分		n	障がいのある人が安心して外出できるよう、道路や公共施設のバリアフリー化を促進する	がいのある人が安心して外出できるよう、道路や公共施設のバリアフリー化を促進する	手話通訳など意思疎通支援を充実する	障がいのある人がスポーツ活動や文化活動、地域活動に参加しやすくする	手話通訳など意思疎通支援を充実する	障がいのある人がスポーツ活動や文化活動、地域活動に参加しやすくする	障がいのある人が自立し、地域で暮らすため、福祉サービスの充実や施設整備を促進する	障がいのある人が自立し、地域で暮らすため、福祉サービスの充実や施設整備を促進する	障がいのある人の財産保全や管理のための公的サービスを提供する	障がいのある人のための各種相談や情報提供事業を進める
性別	男性	166	29.5	28.3	2.4	12.7	33.7	31.9	20.5	6.0	12.7	
	女性	202	30.2	27.2	5.0	9.4	31.2	34.7	11.9	5.0	15.3	
年齢別	18～20歳代	24	41.7	20.8	8.3	4.2	16.7	25.0	4.2	8.3	4.2	
	30歳代	21	28.6	23.8	—	—	14.3	28.6	4.8	14.3	14.3	
	40歳代	37	32.4	24.3	5.4	13.5	32.4	35.1	21.6	2.7	18.9	
	50歳代	50	22.0	28.0	4.0	4.0	46.0	28.0	16.0	4.0	8.0	
	60歳代	92	27.2	32.6	4.3	9.8	40.2	37.0	14.1	3.3	16.3	
	70歳代	135	28.9	26.7	2.2	11.9	31.1	37.0	19.3	6.7	15.6	
	80歳以上	75	29.3	30.7	4.0	17.3	29.3	26.7	17.3	8.0	9.3	

*令和元年度の調査には設定のない選択項目

図表2-17 障がいのある人の人権を守るために必要なこと（3つまで）その2



区分		n	障がいのある子どものための相談支援や教育を充実する	実する	学校教育や社会教育で障がいのある人についての教育を充実する	幼い頃から障がいのある人と交流を促進する	ヘルプマークの普及・啓発を促進する	特に必要だと思うことはない	障がいのある人の人権問題があることを知らない（わからない）	障がいのある人の人権問題があることは知っているが、何が何を知らない	必要かはわからない	その他	無回答
性別	男性	166	12.0	16.9	11.4	4.8	1.8	1.2	2.4	0.6	4.8		
	女性	202	11.9	18.3	12.9	8.4	0.5	1.0	2.5	1.0	7.9		
年齢別	18～20歳代	24	12.5	16.7	8.3	12.5	4.2	—	—	—	12.5		
	30歳代	21	4.8	28.6	33.3	14.3	—	—	—	9.5	9.5		
	40歳代	37	13.5	13.5	10.8	10.8	2.7	—	2.7	—	2.7		
	50歳代	50	12.0	22.0	16.0	2.0	—	—	8.0	—	6.0		
	60歳代	92	9.8	19.6	12.0	6.5	—	1.1	2.2	—	5.4		
	70歳代	135	13.3	14.1	10.4	5.9	2.2	1.5	0.7	0.7	5.2		
	80歳以上	75	12.0	16.0	5.3	5.3	—	2.7	1.3	—	14.7		

*令和元年度の調査には設定のない選択項目

このように、障がいや障がいのある人への正しい理解の促進を図るとともに、障がいのある人が、個人の尊厳にふさわしいサービスを保障され、社会の一員としての役割を果たし、社会に貢献するため、障がいのある人の就労支援等の自立を支援し、生活のあらゆる場面、生涯の各段階での保健・医療・福祉サービス等の社会資源を充実していく必要があります。

また、障がいのある幼児・児童生徒に対する教育については、早期発見・早期療育を心掛け、一人ひとりのニーズを的確に把握し、児童生徒の社会的自立に向けたインクルーシブ教育の推進や、精神に障がいのある人に対しては、保健・医療・福祉等の連携をした包括的な取組を推進していく必要があります。

【施策の方向】

本町の「障がい者計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に沿って、障がいのある人もない人も共に生活できる社会の実現に向けて、障害福祉サービスの質・量の充実を図るとともに、差別の解消を図るために教育・啓発を推進します。

(1) 障がい者理解の促進と差別の解消

イベントを通じて、広く障がいのある人の活動を紹介するとともに、障がいのある人に対する町民の理解の促進に努めます。

「障害者差別解消法」を踏まえ、障がいと障がい者への理解を広め、インクルージョンやノーマライゼーションの考え方の浸透を図るため、町の広報誌や社会福祉協議会の機関紙、講演会等あらゆる機会を活用して広報・啓発活動を推進します。

学校教育の場においてはインクルーシブ教育を推進します。また、地域福祉活動を行う「福祉協力校」の指定を行い、福祉の心を育てる教育を促進するとともに、社会福祉協議会、ボランティアグループ、障がい者団体などが小中学校の訪問を行い、講話や障がい者体験などを通じて、障がいのある人に対する児童生徒の理解を深めます。

(2) 雇用・就労の支援と社会参加の促進

障がいのある人がその意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるように、障がい者雇用の促進、福祉的就労から一般就労への移行促進等、雇用と福祉の連携を充実させていくことで、障がいのある人がその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくりを進めます。また、国や県との連携により就労支援の強化を図ります。

社会参加については、障がいのある人が個々に応じた方法で、生涯を通じて活動や交流の場を確保し、豊かな余暇を過ごすことができるよう、障がいのある人に対応した施設、プログラム、イベントを充実させ、支援体制の強化を図ります。

(3) 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人をはじめ、すべての人が住み慣れた地域の中で安全で快適に生活できるように、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した住宅等の整備や公共的な建物・道路などの整備を促進し、障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

また、障がいのある人に対する防災知識の普及啓発を図るとともに、地域住民に対しても災害時における障がいのある人の救助方法等の普及に努めます。

5 部落差別（同和問題）

【現状と課題】

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、今なお、被差別部落・同和地区などと呼ばれる特定の地域の出身であることやその場所に住んでいることを理由に、長い間、経済的・社会的・文化的に低位の状態に強いられ、また、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われるなど、日常生活の上で様々な差別を受けているという日本固有の人権問題です。

この問題を解決するために、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後、33年間にわたり特別措置法に基づく地域改善対策を国民的課題として、国及び地方公共団体が一体となって、人権問題の根本原因である同和問題の解消に向けて、諸施策を講じてきました。

この取組により生活環境の改善や公共施設の整備など物的な基盤整備は急速に進展し、同和地区の劣悪な環境をはじめとする住環境の整備は着実に成果を上げ、同和地区と他の地域との格差は大きく改善されました。

これにより、今日では同和問題は解決されたかに見えますが、現実は結婚問題をはじめとする様々な心理的差別が残っており、今日ではインターネット上の差別も現実の出来事として拡大傾向にあります。また、こうした差別の解消を妨げる「えせ同和行為」も問題となっています。

このように依然として続く、また形を変えて行われる部落差別（同和問題）の現状を踏まえ、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」（平成28年法律第109号）が公布・施行されました。この法律では、基本理念、国・地方公共団体の責務としての「相談体制の充実」や「教育及び啓発」などが盛り込まれています。

本町においても、法令等を十分に踏まえ、県や関係団体と連携を図りつつ、部落差別（同和問題）への町民の正しい理解と認識を普及、徹底すべく取り組んでいます。

人権に関する意識調査の結果を見ると、「部落差別（同和問題）」という言葉を聞いたことがあるかたずねたところ、「内容を知っている」（33.6%）と「聞いたことがある」（43.5%）を合計した認知度は77.1%に及び、「いずれも知らない」は13.2%にとどまっています（図表2-18）。

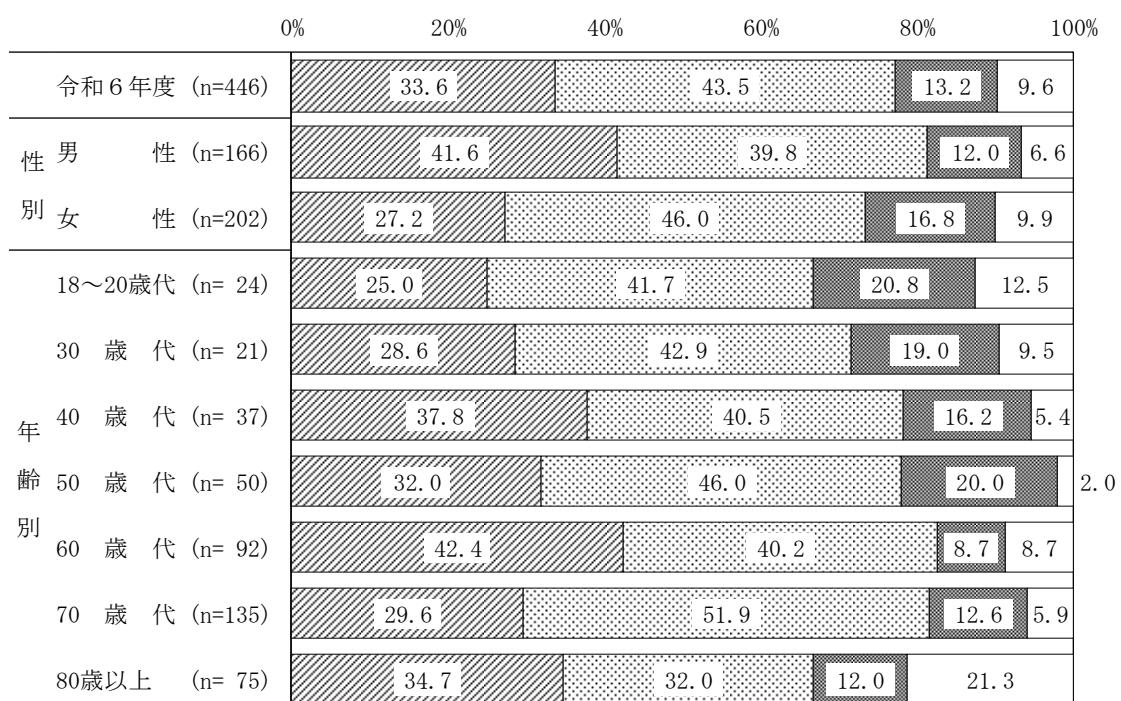
また、部落差別（同和問題）についての考え方をたずねたところ、「国や地方自治体の取

り組みにできる範囲で協力したい」が22.4%と最も高く、次いで、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」が17.3%と、積極的な意向がみられます(図表2-19)。

部落差別（同和問題）を解決する方法としては、依然として、「学校教育、社会教育を通じて、教育・啓発活動を積極的に行う」(30.9%)が最も高く、次いで、「同和地区内外の人々がともに理解を深め、相互に交流する」(27.1%)となっています(図表2-20)。

このように、引き続き、県や関係団体と連携を図りつつ、部落差別（同和問題）への町民の正しい理解と認識を普及、徹底すべく、様々な機会を通じて、教育・啓発活動等に取り組んでいく必要があります。

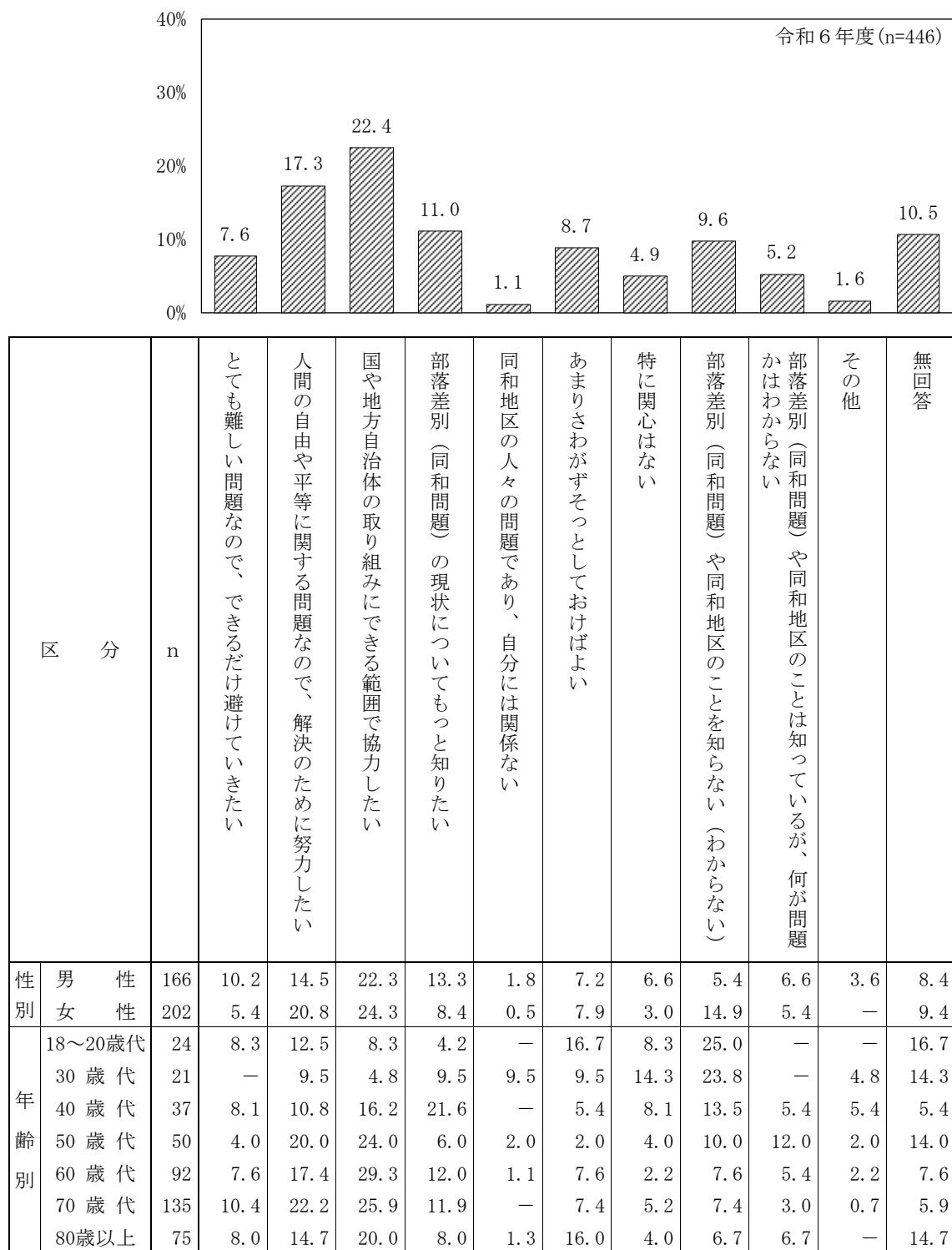
図表2-18 部落差別（同和問題）の認知度



■ 内容を知っている □ 聞いたことがある ■ いずれも知らない □ 無回答

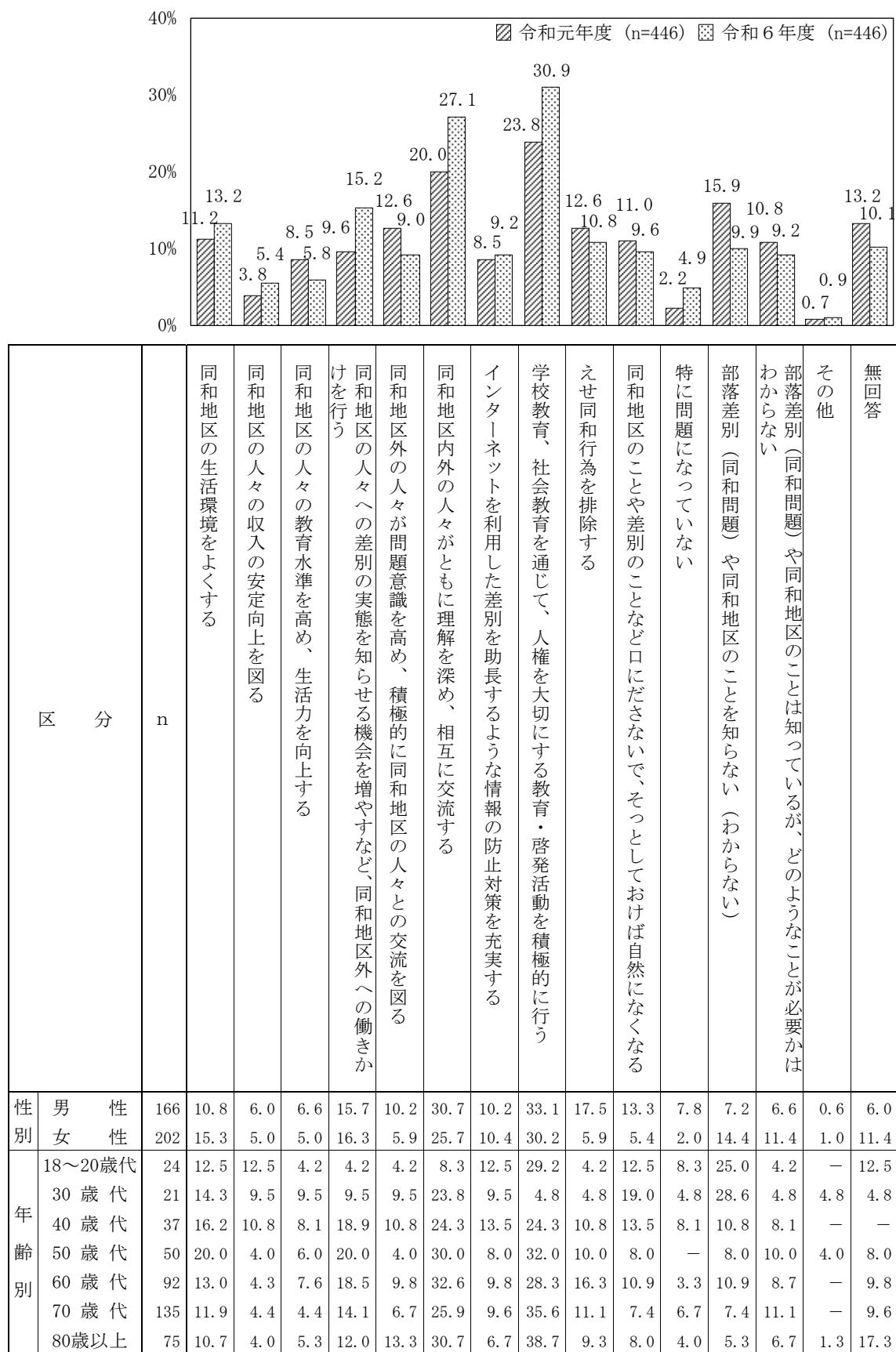
※この設問は令和6年度の調査から設定しています。

図表2-19 部落差別（同和問題）についての考え方



※この設問は令和6年度の調査から設定しています。

図表2-20 部落差別（同和問題）を解決する方法（3つまで）



【施策の方向】

(1) 教育・啓発の推進

人権に関する講演会・研修会、学校教育、社会教育の機会を通して、部落差別（同和問題）についての正しい知識・理解を深め、様々な人権問題とあわせ、差別をなくす教育と啓発を推進します。

また、広報・ホームページ等各種情報媒体を活用した啓発、講演会・研修会等の開催、啓発パンフレット等の配布など様々な手法により効果的な啓発活動に努めます。

企業や公共性の高い組織などに、人権に関する講演会・研修会等への参加を促し、人権意識の高揚を図ります。

(2) 「えせ同和行為」の排除

部落差別（同和問題）を口実に、官公庁や企業等に対して不当な要求等を行う「えせ同和行為」は、部落差別（同和問題）に対する誤った認識を植え付けるだけでなく、問題解決に携わる人や関係者に対するイメージを悪くしています。これらの「えせ同和行為」について、情報の提供や相談体制の強化による排除と、部落差別（同和問題）に対する認識と理解を広めることにより被害を未然に防ぐよう努めます。

(3) 相談窓口等の周知

人権擁護に関する相談窓口の周知を図るとともに、関係機関の情報提供に努めます。

また、住民票の写し及び戸籍謄本等の不正請求や不正取得による人権侵害の防止を目的とする「本人通知制度」について、町の広報紙やホームページを通じて、周知等を図ります。

(4) インターネット上の部落差別（同和問題）への対応

インターネット上における部落差別情報や差別を助長するような書き込みに対しては、モニタリングの実施や岐阜県、法務局等関係機関との連携などにより、適切に対応します。

6 外国人の人権

【現状と課題】

わが国は、少子高齢化による人口減少を背景に、幅広い分野で需要が高まっている外国人材について、その受け入れを拡大・促進する施策を実施しており、今後、生活者としての外国人がますます増加すると予測されます。

本町に居住する外国人は、令和7年4月1日現在340人と、5年前に比べて96人増加しています。国別に見ると、ベトナムが167人と最も多く、次いで、インドネシアが37人、中国が31人、フィリピンが24人、ブラジルが21人の順となっています（図表2-21）。

図表2-21 摂斐川町に居住する外国人（令和7年4月1日現在）

区分	ベトナム	インドネシア	中国	フィリピン	ブラジル	その他	合計
外国人（人）	167	37	31	24	21	60	340
比率（%）	49.1	10.9	9.1	7.1	6.2	17.6	100

資料：住民基本台帳

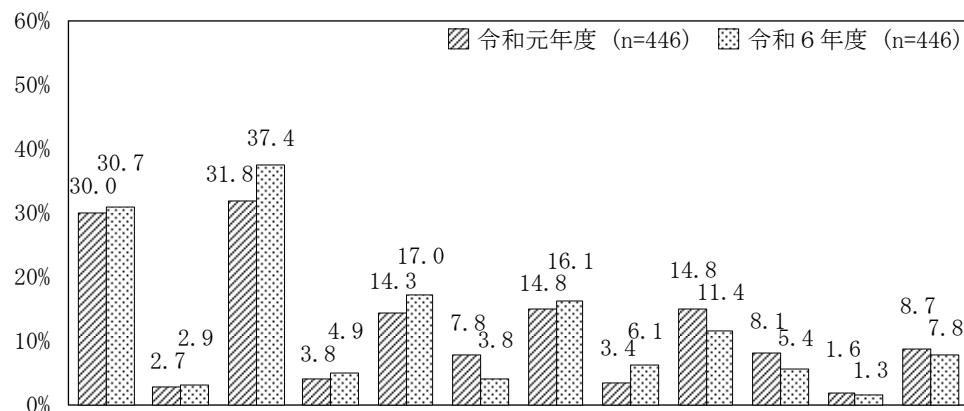
日本国憲法が規定する基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象と解されているものを除き、日本に在留している外国人に対しても等しく及ぶものとされています。

国では、都道府県・市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、平成18年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年に改訂を行っています。また、平成24年に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人住民も「住民基本台帳制度」の対象となりました。

しかし、言語、宗教、習慣等の違いから、差別や偏見などの課題が生じています。例えば、言語の違いなどにより、外国人が地域で生活していく上で、行政サービスなどの情報が十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの問題が指摘されています。さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）が社会問題となり、わが国に対して適切な措置をとるよう国際連合から勧告が出されました。このような情勢の中、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」（平成28年法律第68号）が公布・施行されました。社会的関心は高まっていますが、理解が十分に広まったとは言えません。

人権に関する意識調査の結果を見ると、外国人の人権について特に問題があることとしては、依然として、「言葉や生活習慣が違うことで、地域社会で受け入れられにくい」(37.4%) が最も高く、次いで、「外国人についての理解や認識が十分でない」(30.7%) となっています (図表2-22)。

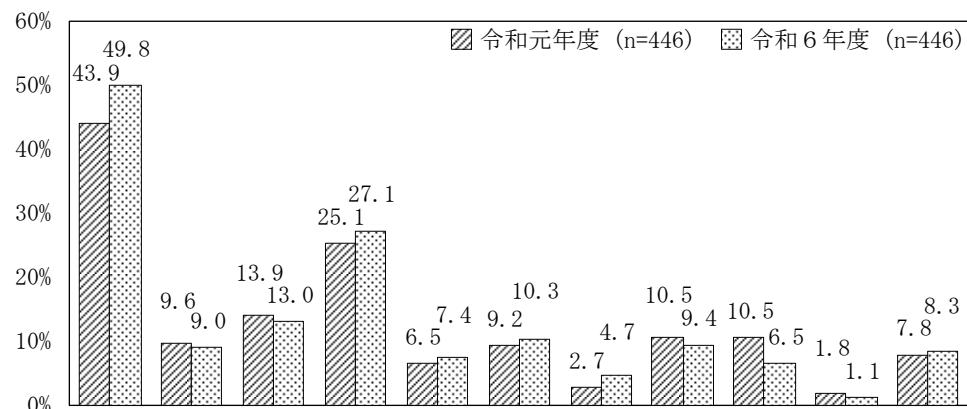
図表2-22 外国人の人権で特に問題があると思うこと (2つまで)



区分		n	外国人についての理解や認識が十分でない	住宅を容易に借りることができない	言葉や生活習慣が違うことで、地域社会で受け入れられにくい	外国人のこどもに対し、自国の言葉での教育が行われている	就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれている	いわゆるヘイトスピーチなどの差別的な発言や行為が行われている	医療、保健、防災など、生活に必要な情報が手に入れにくい	特に問題があると思うことはない	外国人の人権問題のことを知らない(わからない)	外国人の人権問題があることは知っているが、何が問題かはわからない	外国人の他の	その他	無回答
性別	男性	166	33.1	4.8	42.8	4.8	21.7	4.8	17.5	6.0	7.2	5.4	2.4	3.6	
	女性	202	30.2	2.5	35.1	4.0	12.9	2.5	15.8	6.4	14.9	5.9	0.5	8.9	
年齢別	18~20歳代	24	25.0	4.2	25.0	4.2	20.8	—	25.0	12.5	12.5	4.2	—	8.3	
	30歳代	21	19.0	4.8	42.9	4.8	9.5	—	14.3	14.3	14.3	4.8	4.8	—	
	40歳代	37	35.1	2.7	45.9	8.1	13.5	8.1	13.5	5.4	5.4	5.4	2.7	—	
	50歳代	50	26.0	—	26.0	6.0	20.0	2.0	26.0	6.0	10.0	14.0	2.0	8.0	
	60歳代	92	35.9	3.3	41.3	5.4	22.8	6.5	18.5	3.3	10.9	3.3	—	5.4	
	70歳代	135	31.9	3.7	40.0	3.0	13.3	3.7	16.3	5.2	13.3	3.7	0.7	6.7	
	80歳以上	75	29.3	2.7	33.3	6.7	17.3	1.3	8.0	8.0	9.3	5.3	2.7	17.3	

外国人の人権を守るために必要なこととしては、依然として、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」(49.8%) が最も高く、次いで、「外国人のための適正な就労の場の確保に理解をする」(27.1%) となっています (図表2-23)。

図表2-23 外国人の人権を守るために必要なこと (2つまで)



区分	n	外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める	外国人のための住宅の確保に際し、不利益な取扱いをしない	外国人のこどもが自国の言語で教育を受けることができる環境を整備する	外国人のための適正な就労の場の確保に理解をする	外国人との結婚に対する偏見をなくす	いわゆるヘイトスピーチなどの差別的な発言や行為をなくす	特に必要だと思うことはない	外国人の人権問題があることを知らない（わからない）	その他	無回答
		43.9	9.0	13.0	25.1	6.5	9.2	4.7	10.5	6.5	1.1
性別	男性	166	53.0	13.3	15.7	30.1	7.8	15.1	6.6	6.6	4.2
	女性	202	48.5	7.4	10.4	24.3	6.9	6.4	3.5	13.4	7.9
年齢別	18～20歳代	24	45.8	8.3	12.5	29.2	8.3	4.2	12.5	12.5	4.2
	30歳代	21	38.1	19.0	9.5	19.0	4.8	—	14.3	9.5	4.8
	40歳代	37	64.9	—	10.8	32.4	8.1	16.2	5.4	2.7	10.8
	50歳代	50	54.0	12.0	8.0	22.0	4.0	10.0	4.0	8.0	12.0
	60歳代	92	53.3	10.9	16.3	30.4	8.7	9.8	3.3	8.7	5.4
	70歳代	135	45.2	9.6	10.4	31.9	8.9	9.6	3.7	11.1	6.7
	80歳以上	75	49.3	6.7	18.7	16.0	6.7	13.3	4.0	10.7	2.7

【施策の方向】

(1) 異文化理解のための啓発活動の充実

文化、習慣、価値観の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすため、アメリカ合衆国セントジョージ市との文化交流を継続することにより異文化理解を促進し、町民や企業、団体等を対象に多文化共生の地域づくりについて啓発を行うとともに、多文化共生をテーマにした講演会や講座・交流会など、積極的に実施していきます。

(2) 在住外国人への生活支援の充実

県や関係団体との連携のもと、住宅、就労、医療・保健、福祉、防災など、生活や行政に関する情報を提供し、相談体制を強化することで、外国人住民が安心して快適に暮らせるよう、生活支援の充実を進めます。

なお、外国人住民の増加という現状を踏まえ、関係機関と情報共有を行いながら、多言語への対応に努めます。

(3) ヘイトスピーチの解消

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動「ヘイトスピーチ」が行われないよう、広報や啓発活動に取り組みます。

7 感染症患者等の人権

【現状と課題】

感染症については、医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、その家族を含めた人権問題が発生しています。

とりわけ、令和2年の新型コロナウイルスの感染症拡大に際しては、患者やその家族、治療にあたっている医療従事者やその家族などに対する不当な差別、偏見、いじめなどの問題が発生し、改めて人権教育・啓発の重要性を認識させられました。今後は、広く感染症について、患者とその家族、医療従事者などの関係者への偏見・差別をなくすために、正しい知識の普及や教育・啓発活動が必要となります。

また、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症は、進行性の免疫機能障がいを特徴とする疾患で、HIVの感染経路は限られており、非常に感染しにくいウイルスで、日常的な接触では感染しないことがわかっています。また、近年の医学や医療の進歩により、HIVに感染しても早期発見及び早期治療によって長期間社会の一員として生活を営むことができるようになっており、様々な支援体制も整備されつつあります。

しかし、当初、簡単に感染し発病すれば死亡するといった誤った知識が広がったことで、HIV感染者に対する偏見や差別意識は未だに根強く存在し、正しい知識や理解の不足から就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、医療現場における診療拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となっています。また、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から、適切な保健医療サービスを受けていないと考えられる事例もあります。

ハンセン病は、らい菌による慢性の感染症で、感染力は非常に弱く、感染したとしても発病することはごく稀です。また、現在では治療法も確立されており、発病した場合であっても適切な治療により後遺症もなく治癒します。しかし、療養所入所者の多くが、長い間の隔離により家族や親族との関係を絶たれたり、高齢化や病気が完治した後も障がいが残っていることにより、療養所に残らざるを得ず、社会復帰が非常に困難な状況にあります。

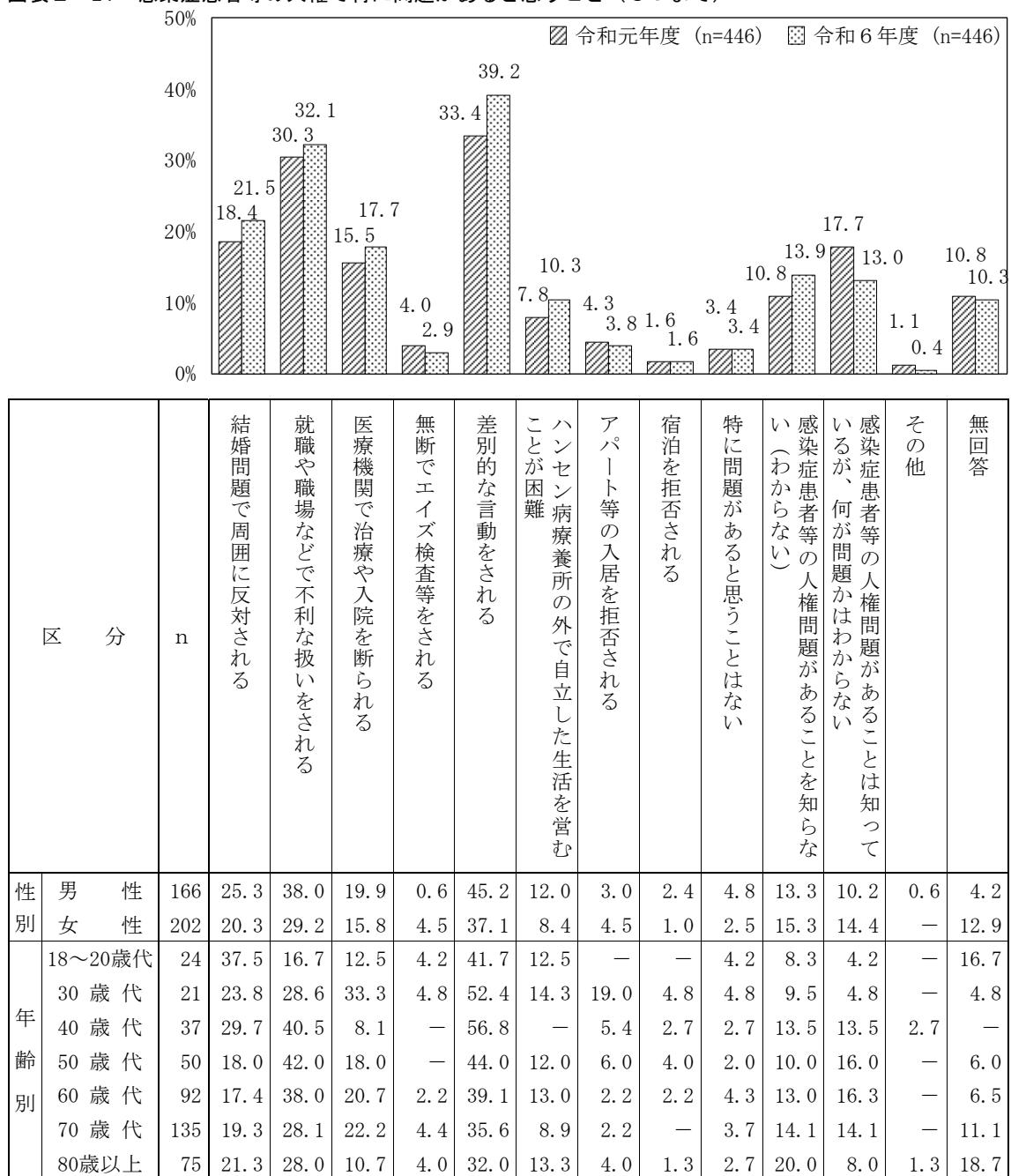
平成13年には、「ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律」（平成13年法律第63号）が施行され、元患者の生活の保障や人権を回復する施策が推進されて

きました。しかし、現在でもハンセン病に対する誤った知識があり、偏見・差別は解消されていません。また、元患者が高齢化していることなどから、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」（平成20年法律第82号）が制定されました。

さらに、令和元年、隔離政策によって家族も差別などの被害を受けたとして、元患者の家族らが国に損害賠償を求めた訴訟の判決で、熊本地裁は国の賠償責任を認め、国も控訴を見送り、家族の被害を補償する制度が新設されることになりました。これを受け、ハンセン病隔離政策で差別を受けた元患者家族に対し、保証金を支給する「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第55号）と、元患者だけでなくその家族も名誉回復等の対象とする「ハンセン病問題基本法」の一部改正が行われました。

人権に関する意識調査の結果を見ると、感染症患者等の人権について特に問題があると思うこととしては、依然として、「差別的な言動をされる」（39.2%）と最も高く、次いで、「就職や職場などで不利な扱いをされる」（32.1%）となっています（図表2-24）。

図表2-24 感染症患者等の人権で特に問題があると思うこと（3つまで）



【施策の方向】

HIV感染症やハンセン病、その他の疾病についての偏見や差別をなくす正しい知識の普及啓発を推進するとともに、相談の充実に努めます。

学校教育においては、発達の段階に応じて感染症についての正しい知識の習得を図り、予防する能力・態度を養うとともに、患者・感染者に対する偏見や差別をなくす教育を行います。

8 刑を終えて出所した人の人権

【現状と課題】

刑を終えた人、保護観察中の人やその家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。本人に更生の意欲があるにもかかわらず、就職や居住等を選ぶ自由さえ奪われ、時には親戚等からも支援が受けられないなど、社会復帰の機会から排除され、生活に行き詰まる場合もあります。このように、立ち直りをめざす人たちにとって、現実は厳しい状況にあります。

また、社会に復帰する努力を重ねても、前歴についてのうわさが流され、本人の更生意欲がそがれたり、更生そのものが阻害されたりする場合も少なくありません。

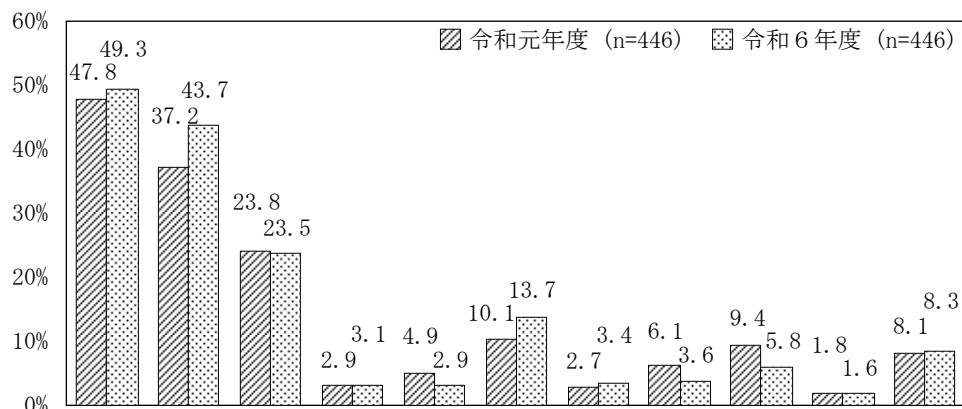
このように孤立して社会復帰できない状況は、再犯率の上昇につながります。安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止は大きな課題です。このため、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」（平成28年法律第104号）が公布、施行されました。この法律は、再犯防止等に関する国や地方公共団体の責務や再犯防止等に関する施策の基本事項を明確にし、安全・安心な社会の実現を目指しています。

刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の更生意欲や行政機関の働きかけだけでなく、周囲の人たちの正しい理解と協力により、努力している人たちを受け入れ、手を差し伸べるなど、その立ち直りを支えることが大切です。そのため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動が必要です。

本町においては、「揖斐川町再犯防止推進計画」を含む「揖斐川町地域福祉（活動）計画」を策定し、刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むことができるよう、偏見や差別意識の解消に向けた啓発活動等を進めています。

人権に関する意識調査の結果を見ると、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合、どのような問題があるかたずねたところ、依然として、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在している」（49.3%）が最も高く、次いで、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない」（43.7%）となっています。

図表2-25 罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合に問題があると思うこと（2つまで）



区分		n	更生した人たちに対する誤った認識や偏見がある	就職や職場等で不利な扱いをされる	アパート等に入居できない	結婚問題で周囲に反対される	嫌がらせをされる	特に問題があると思うことはない	刑を終えて出所した人の人権問題があること	刑を終えて出所した人の人権問題があること (わからない)	刑を終えて出所した人の人権問題があること (わからぬ)	その他	無回答
性別	男性	166	54.8	41.6	22.3	1.2	3.6	13.9	4.2	4.8	5.4	3.0	4.8
	女性	202	47.0	45.0	23.3	4.5	2.0	13.4	3.5	3.5	6.9	0.5	8.9
年齢別	18～20歳代	24	37.5	41.7	12.5	—	4.2	16.7	8.3	4.2	—	—	12.5
	30歳代	21	38.1	38.1	19.0	—	4.8	23.8	14.3	4.8	—	9.5	—
	40歳代	37	24.3	59.5	29.7	2.7	5.4	24.3	8.1	5.4	—	2.7	2.7
	50歳代	50	48.0	46.0	30.0	4.0	4.0	12.0	—	2.0	12.0	2.0	6.0
	60歳代	92	60.9	50.0	22.8	2.2	1.1	17.4	1.1	2.2	4.3	—	5.4
	70歳代	135	50.4	44.4	20.7	4.4	1.5	8.9	3.7	2.2	8.9	1.5	9.6
	80歳以上	75	52.0	26.7	29.3	4.0	5.3	10.7	1.3	8.0	5.3	1.3	12.0

【施策の方向】

「揖斐川町再犯防止推進計画」に沿って、プライバシーの保護に配慮した視点に立ち、刑を終えて出所した人への偏見や差別意識をなくすために、関係機関等と連携・協力しながら、啓発活動の推進に努めます。

具体的には、7月1日～7月31日の「社会を明るくする運動」の強化月間において、小中学生のポスター、標語の掲示、街頭啓発を実施します。また、更生を支援する保護司等の活動紹介をはじめ、更生をめざす人の社会復帰を支えることの大切さなどについての啓発活動を推進します。

9 犯罪被害者等の人権

【現状と課題】

近年、犯罪被害者等をめぐる問題として、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やプライバシーをも侵害しかねない執拗な取材・報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられるなどの問題があり、犯罪被害者やその家族等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。

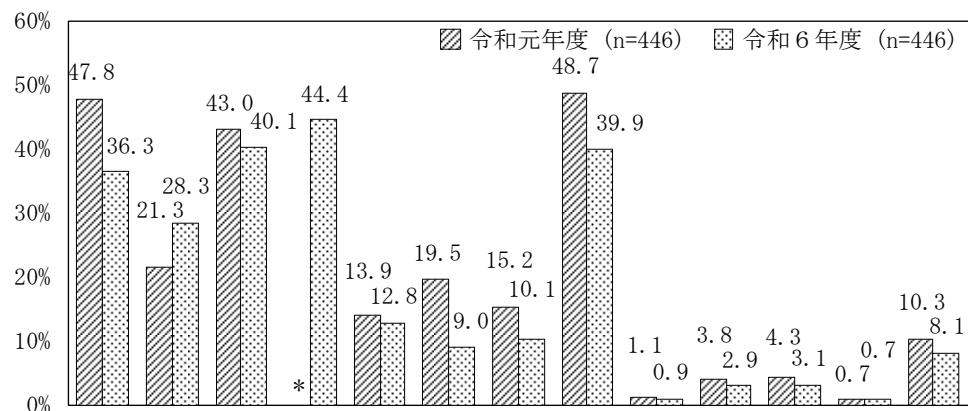
こうしたことから、国においては、平成12年に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（犯罪被害者保護法）」（平成12年法律第75号）、平成16年に犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）を制定しました。翌年には、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を目指し「犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等施策は大きく進展しました。現在、令和8年度からの「第5次犯罪被害者等基本計画」の策定が進められています。

犯罪被害者やその家族等の人権が侵害されるケースは様々であることから、被害者の人権を尊重し、被害者等のプライバシーの保護を基本とした犯罪被害者等に対する理解を深める啓発活動が重要です。

人権に関する意識調査の結果を見ると、犯罪被害者とその家族の人権について、特に問題があることとしては、「SNSやインターネット上でプライバシーに関することが公表されたり、誹謗中傷を受けたりする」が44.4%と最も高く、「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされる」「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなる」も40%程度を占めています（図表2-26）。

また、本町においては、犯罪被害者等の支援に関する基本理念や、町、町民、事業者の責務等を定めた「揖斐川町犯罪被害者等支援条例」を平成30年に制定しています。この条例について知っているかたずねたところ、「知らない」が78.3%を占めています。「内容まで知っている」は1.8%、「制定されたことは知っているが、内容までは知らない」は10.8%、合計した認知度は12.6%と、令和元年度（前回）からほとんど変化はありません（図表2-27）。

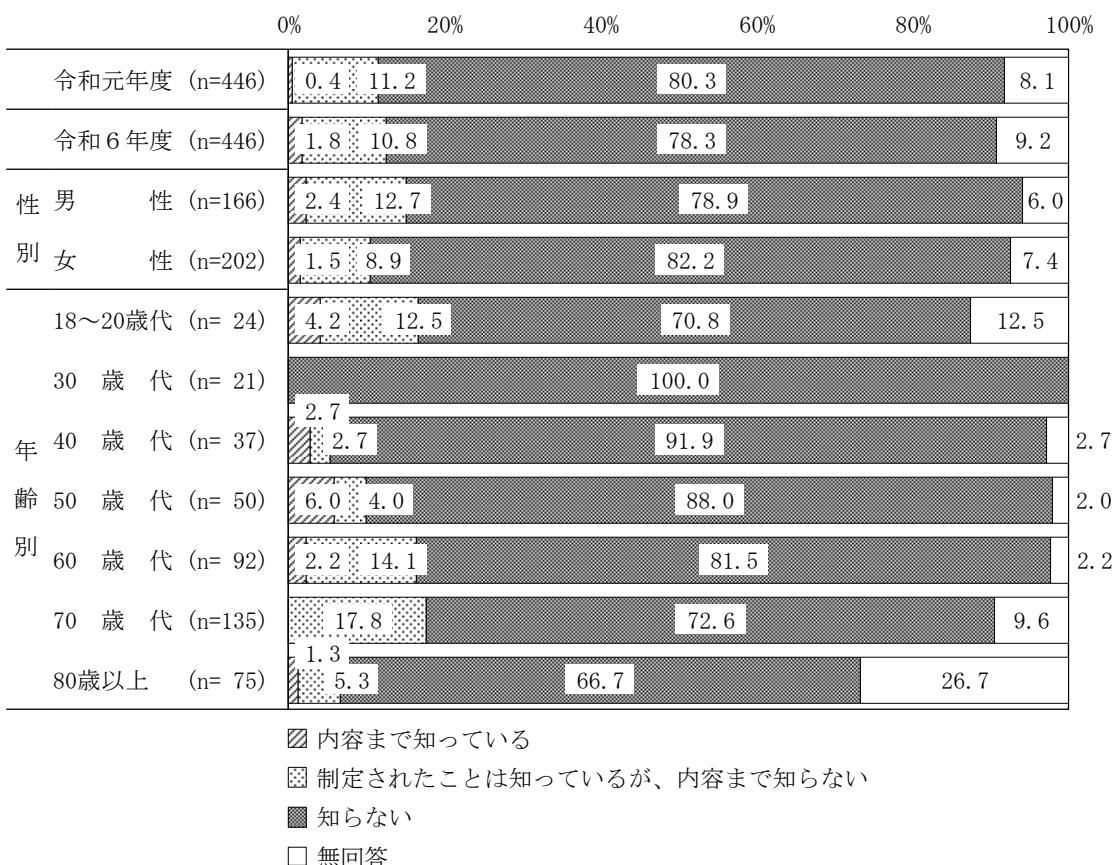
図表2-26 犯罪被害者とその家族の人権で特に問題があると思うこと（3つまで）



区分		n	犯罪行為によって精神的なショックを受ける	犯罪行為によって経済的な負担を受ける	事件のことを聞いて、周囲にうわさ話をされる	SNSやインターネット上でプライバシーに関することが公表されたり、誹謗中傷を受けたりする	警察に相談しても期待どおりの結果が得られない	捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける	報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなる	刑事裁判手続に必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない	犯罪被害者とその家族の人権問題があることを知らない	罪被害者とその家族の人権問題があることは知っている	その他	無回答	
性別	男性	166	44.0	29.5	47.0	42.2	15.1	7.8	10.8	38.0	1.8	1.8	3.6	0.6	3.0
	女性	202	33.7	27.7	40.6	48.5	10.9	7.9	8.9	43.1	0.5	4.0	3.5	0.5	7.9
年齢別	18～20歳代	24	37.5	33.3	37.5	45.8	20.8	8.3	12.5	41.7	—	—	—	—	8.3
	30歳代	21	38.1	23.8	47.6	61.9	14.3	14.3	19.0	42.9	—	—	—	4.8	—
	40歳代	37	40.5	29.7	48.6	67.6	10.8	5.4	13.5	35.1	2.7	2.7	2.7	—	—
	50歳代	50	36.0	36.0	40.0	54.0	20.0	10.0	12.0	38.0	—	2.0	4.0	—	4.0
	60歳代	92	44.6	27.2	43.5	53.3	7.6	5.4	8.7	43.5	—	2.2	2.2	—	5.4
	70歳代	135	31.1	25.9	36.3	37.8	14.1	13.3	7.4	41.5	2.2	3.7	4.4	0.7	8.1
	80歳以上	75	34.7	28.0	37.3	21.3	12.0	4.0	9.3	36.0	—	5.3	4.0	1.3	18.7

*令和元年度の調査には設定のない選択項目

図表2-27 指斐川町犯罪被害者等支援条例の認知度



【施策の方向】

(1) 広報及び啓発

揖斐川町犯罪被害者等支援条例の周知を図るとともに、犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他の犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発に努めます。

(2) 相談及び情報の提供

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、関係機関との連絡調整を図るとともに、必要な情報の提供及び助言を行います。

10 性的指向、性自認を理由とする人権問題

【現状と課題】

性的指向とは、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言い、具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向う両性愛（バイセクシャル）を指しますが、同性愛者・両性愛者の人々は、少数者であるがために正常と思われず、周囲の偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどにより苦痛や不利益を受けることがあります。

また、生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しない性自認の異なる人は、自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の無理解や偏見あるいは日常生活の様々な場面で奇異な目で見られることで、強い精神的な負担を受けています。就職をはじめ日常生活の中で、自認する性での社会参加が難しい状況にあるだけでなく、偏見によりいやがらせや侮蔑的な言動をされるなどの問題があります。

なお、女性の同性愛者（Lesbian）と男性の同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、からだの性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人（Transgender）たちのことを「LGBT」と言われていますが、「性」に関わる意識は多様であり、これにあてはまらない人もいる（自分の性のあり方を決められない、わからない、決める人（Questioning）なども加えて「LGBTQ+」などと表される）ことを認識しておく必要があります。

こうした人たちへの偏見や差別を生む要因については、社会的に認知されていないことや一部の興味本位なマスコミの扱いなどによって誤解や偏見にさらされ続けていること、また、従来の性の基準とは異なる性の有り様に対する根強い偏見や差別などが考えられ、こうした人たちへの正しい理解を深め、生活における様々な面で多様な性のあり方を受け入れる社会づくりが重要となります。

このように性的指向や性自認に関する国民の理解が必ずしも十分でないことから、国は、令和5年に「LGBT理解増進法」を制定し、基本計画等の策定や施策の実施に取り組んでいます。市町村としては、性的指向、性自認を理由とする偏見や差別の解消に向けて、正しい知識や認識を習得するための啓発広報活動を推進する必要があります。

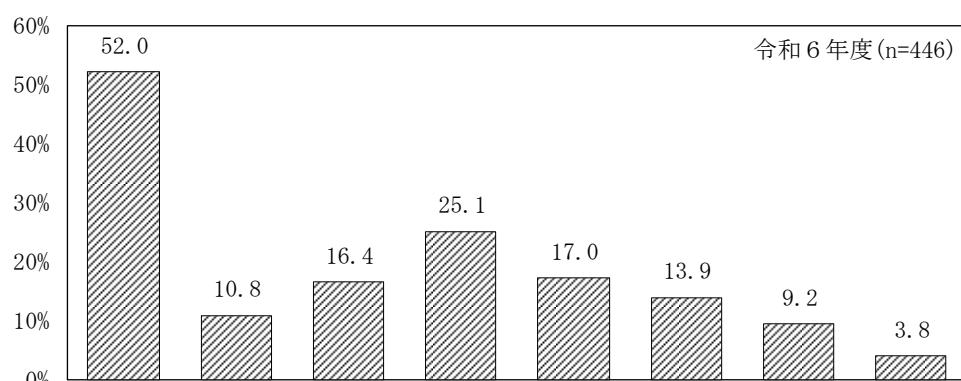
なお、性自認の異なる人については、平成15年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成15年法律第111号）が制定され、一定の要件を満たすことで法的な性別の取扱いの変更が可能となりました。その後「現に子がないこと」という要件が

「現に未成年の子がいないこと」に緩和され、「20歳以上であること」が「18歳以上であること」に改正されています。

人権に関する意識調査の結果を見ると、性的指向や性自認の異なる人の人権について特に問題があると思うこととしては、「社会的理解度が低いため、世間から誤解を受けたり、好奇または偏見の目で見られたりする」が52.0%と最も高く、誤解や偏見が多いようすがうかがわれます（図表2-28）。

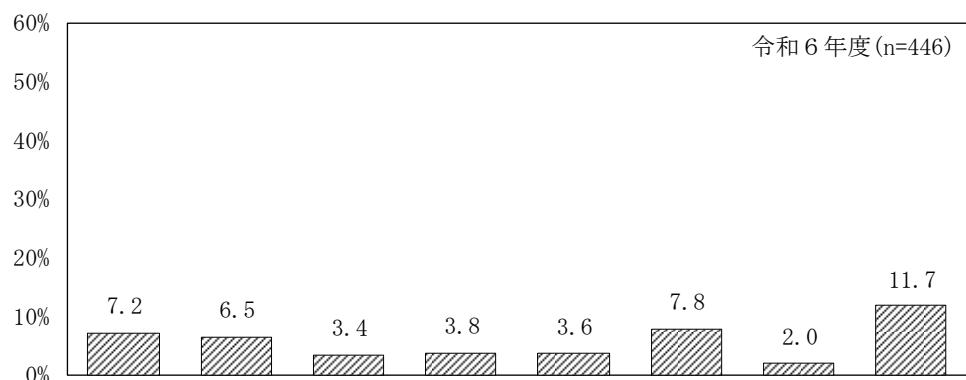
また、性的指向や性自認の異なる人の人権問題を解決するために特に必要なこととしては、「性的指向や性自認の異なる人に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」が36.3%と最も高く、次いで、「公共施設や店舗等のトイレや更衣室など、性的指向や性自認の異なる人が生活しやすい環境を整備する」が28.0%となっています（図表2-29）。

図表2-28 性的指向や性自認の異なる人の人権で特に問題があると思うこと（3つまで）その1



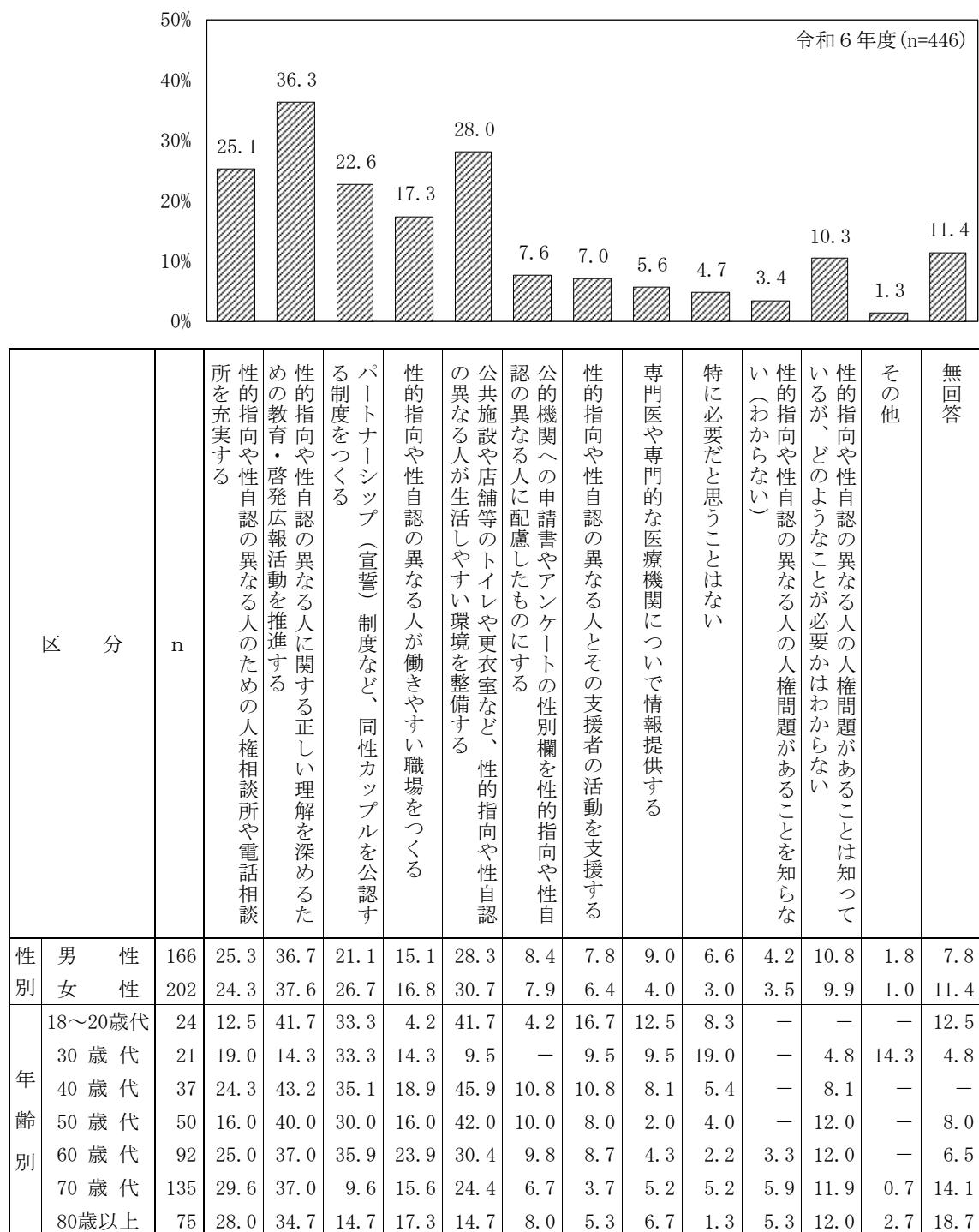
区分		n	は偏見の目で見られたりする世間から誤解を受けたり、好奇または世間から誤解を受けたり、ため、かかられていたりする社会的理解度が低い内容、待遇などに不利な条件における待遇など	就職や仕事の内容、待遇など	で、不利な条件における待遇など	地域社会・職場・家庭・学校などで孤立、排除される	嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となる	れていないLGBT理解増進法が周知されない	認められていないパートナーとの関係が	性のふるまいを強要される	提出書類等に性別の記入を求める
性別	男性	166	50.6	14.5	19.3	28.3	17.5	11.4	8.4	4.2	
	女性	202	53.0	6.9	11.9	24.3	17.8	17.3	10.4	3.5	
年齢別	18~20歳代	24	58.3	4.2	16.7	29.2	12.5	29.2	8.3	—	
	30歳代	21	38.1	9.5	23.8	19.0	9.5	9.5	—	9.5	
	40歳代	37	43.2	5.4	27.0	27.0	13.5	18.9	10.8	—	
	50歳代	50	50.0	14.0	26.0	20.0	24.0	12.0	22.0	4.0	
	60歳代	92	64.1	18.5	18.5	31.5	21.7	19.6	13.0	1.1	
	70歳代	135	50.4	8.1	12.6	25.9	20.0	8.1	5.2	4.4	
	80歳以上	75	48.0	10.7	6.7	20.0	8.0	14.7	4.0	8.0	

図表2-28 性的指向や性自認の異なる人の人権で特に問題があると思うこと（3つまで）その2



区分		n	告白後に周囲に否定的な態度を強要されたりする	アウティング（本人に無断で他人に伝えられる）被害にあう	セクシュアル・ハラスメントがある	特に問題があると思うことはない	性的指向や性自認の異なる人の人権問題があることを知らない	性的指向や性自認の異なる人とは知っているが、何が問題かはわからない	その他	無回答
性別	男性	166	6.6	4.2	6.0	5.4	3.6	7.8	3.0	6.6
	女性	202	8.9	9.4	2.0	3.5	4.0	8.4	1.5	12.4
年齢別	18～20歳代	24	12.5	8.3	—	8.3	—	4.2	—	8.3
	30歳代	21	4.8	23.8	9.5	19.0	—	—	14.3	4.8
	40歳代	37	24.3	13.5	8.1	5.4	2.7	10.8	2.7	—
	50歳代	50	10.0	4.0	2.0	—	—	10.0	—	10.0
	60歳代	92	6.5	8.7	1.1	1.1	3.3	5.4	—	6.5
	70歳代	135	3.7	3.0	3.0	4.4	6.7	9.6	1.5	14.1
	80歳以上	75	4.0	4.0	5.3	1.3	4.0	8.0	4.0	21.3

図表2-29 性的指向や性自認の異なる人の人権問題を解決するために特に必要なこと（3つまで）



【施策の方向】

(1) 啓発活動の推進

性的指向や性自認を理由とした差別は不当であるという認識をもち、偏見・差別を解消することが求められます。そのため、性的指向や性自認の異なる人が直面している問題を正しく理解し、多様性を認め、誤解・偏見や差別意識を解消していくための啓発活動を推進します。

(2) 性別の記入等への配慮

性別の表記や情報の取得について、性別を必要とする場合のみとする、答えたくない場合は無記入無回答を許容するなどの配慮に努めます。

(3) 教職員等の研修

教職員等が性的指向や性自認の多様性について理解し、児童生徒に対するきめ細かな対応ができるよう、文部科学省の作成の手引きの活用、研修の受講を促進します。

11 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

高度情報化社会が急速に進展し、情報の収集・発信ができる手軽で便利なメディアとして、パソコン、スマートフォンなどによるインターネット利用者数は近年、急速に増加しています。

インターネットには、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり、その利用が進む一方で、他人の人権を侵害してしまう事件が発生しています。

また、発信者の匿名性や情報発信の簡易さなど、その特性を悪用した個人に対する誹謗・中傷などプライバシーの侵害や差別を助長する表現等の流布が増加しています。

さらに、異性を紹介する「出会い系サイト」による児童買春、過激な暴力シーン、児童ポルノのサイトなどが、こどもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっていると考えられます。

こうした状況を考慮し、国は、平成14年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」（平成13年法律第137号）を施行し、ホームページの掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとし、また、平成17年の「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」（平成15年法律第57号）の全面施行に際し、電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いのルールをガイドラインの形で示すなど、インターネット上の人権侵害への対策を進めています。

しかし、その後も、インターネット上の誹謗・中傷などによる権利侵害の問題が後を絶たないことから、「プロバイダ責任制限法」は、令和6年に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」に改正され、大規模プラットフォーム事業者に削除対応の迅速化、運用状況の透明化に係る措置が義務づけられました。

なお、個人情報保護に関しては、平成25年に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」（平成25年法律第27号）が公布され、個人情報対策への関心が高まっているなかで、個人情報保護の体制強化とともに、個人情報の流出などプライバシーに係る問題に対して適切かつ迅速な対応が求められます。

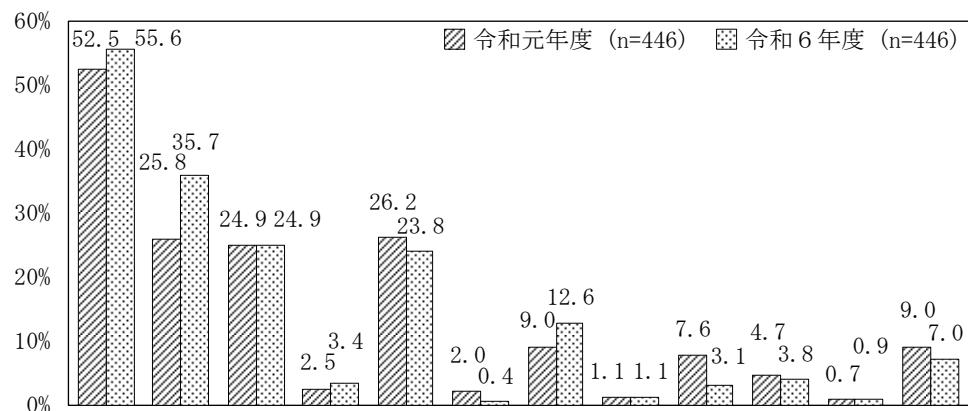
本町においては、個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシーに関する問題に対し、相談・支援に努めています。

また、町民一人ひとりが個人情報に対する意識を高めるための啓発や学習機会の提供とともに、インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための啓発や学習機会の提供に取り組んでいます。

人権に関する意識調査の結果を見ると、インターネットによる人権侵害について特に問題があることとしては、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など人権を侵害する情報を掲載する」(55.6%) が最も高く、次いで、「SNSにおける交流や出会い系サイトなどが犯罪を誘発する場となっている」(35.7%) となっており、「SNSにおける交流や出会い系サイトなどが犯罪を誘発する場となっている」は、令和元年度（前回）から10ポイント以上上昇しています（図表2-30）。

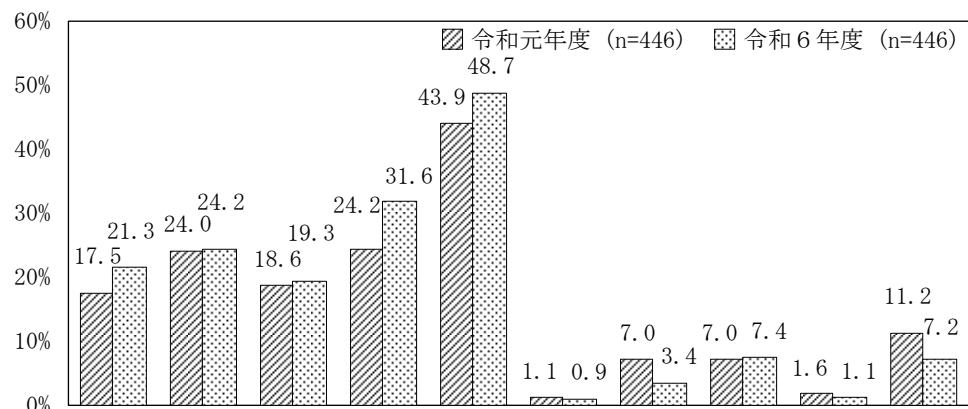
また、インターネットによる人権侵害を防止、解決するために必要なこととしては、「違法な情報発信者に対する監視・取締り・罰則を強化する」(48.7%) が最も高く、次いで、「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」(31.6%) となっています（図表2-31）。

図表2-30 インターネットによる人権侵害で特に問題があること（2つまで）



区分		n	他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など人権を侵害する	SNSにおける交流や出会い系サイトなどが犯罪を誘発する場となる	被害者や加害者の実名や顔写真等の情報を無断で掲載する	ネットポルノが存在する	個人情報などが流出している	リベンジポルノの被害にあう	過去の犯罪歴や悪ふざけの記録が、将来にわたってインターネット上に掲載され続ける	特に問題があると思うことはない	インターネットによる人権侵害があることを知らない（わからない）	インターネットによる人権侵害があることは知っているが、何が問題かはわからない	その他	無回答
性別	男性	166	62.0	39.2	22.3	1.8	24.7	—	11.4	1.8	1.8	4.2	1.2	3.0
	女性	202	53.0	36.1	28.2	4.5	26.7	0.5	10.9	1.0	3.5	4.0	0.5	6.4
年齢別	18～20歳代	24	58.3	29.2	33.3	4.2	20.8	—	8.3	—	—	—	—	12.5
	30歳代	21	52.4	47.6	28.6	14.3	9.5	—	9.5	—	—	4.8	4.8	4.8
	40歳代	37	67.6	32.4	24.3	10.8	35.1	—	16.2	2.7	—	—	—	—
	50歳代	50	60.0	42.0	24.0	—	18.0	2.0	18.0	2.0	—	4.0	—	4.0
	60歳代	92	66.3	40.2	26.1	3.3	27.2	1.1	17.4	—	—	2.2	—	2.2
	70歳代	135	50.4	37.8	25.9	2.2	22.2	—	8.9	2.2	4.4	5.9	0.7	5.2
	80歳以上	75	41.3	26.7	18.7	—	25.3	—	9.3	—	9.3	5.3	2.7	18.7

図表2-31 インターネットによる人権侵害を防止、解決するために必要なこと（2つまで）



区分		n	必要なこと									
性別	男性	166	21.1	27.7	18.1	30.1	54.2	1.8	3.0	8.4	1.2	3.0
	女性	202	20.3	22.8	20.8	32.2	49.5	0.5	3.0	6.9	1.0	7.9
年齢別	18～20歳代	24	25.0	29.2	37.5	25.0	41.7	—	—	—	—	12.5
	30歳代	21	23.8	38.1	14.3	23.8	76.2	—	—	—	4.8	—
	40歳代	37	21.6	24.3	8.1	37.8	59.5	8.1	—	5.4	2.7	—
	50歳代	50	18.0	28.0	26.0	38.0	48.0	—	—	4.0	—	6.0
	60歳代	92	21.7	22.8	17.4	45.7	59.8	—	—	7.6	—	1.1
	70歳代	135	26.7	21.5	20.0	26.7	45.2	0.7	4.4	9.6	0.7	7.4
	80歳以上	75	13.3	20.0	14.7	20.0	32.0	—	12.0	12.0	2.7	17.3

【施策の方向】

(1) インターネットによる人権侵害を防止するための啓発の推進

町民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持ってインターネットを利用するよう啓発活動に取り組みます。

子どもたちにスマートフォン等の情報機器が普及しているため、保護者への啓発活動をさらに充実します。

(2) 学校教育との連携

インターネットやスマートフォン等は、私たちの生活を豊かで便利なものにしてくれる道具ですが、使い方を間違えると、誰かを傷つけたり、犯罪などのトラブルに巻き込まれたりする危険性もあります。児童生徒に対しては、インターネットやスマートフォン等に関する正しい使い方を理解させる必要があります。

こういった情報化がもたらす社会的影響について周知し、情報の収集や発信における個人の責任やモラルについて理解させるための教育について、教育委員会と連携しながら取り組みます。

(3) 相談体制の充実

児童生徒のインターネットを介したトラブルやいじめに対応できるよう、相談体制の充実、窓口の周知を図ります。

(4) インターネット上の部落差別（同和問題）への対応

インターネット上における部落差別情報や差別を助長するような書き込みに対しては、モニタリングの実施や岐阜県、法務局等関係機関との連携などにより、適切に対応します。

12 災害に伴う人権問題

【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。特に、津波に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故により、多くの人々が避難生活を余儀なくされるとともに、放射能汚染等の風評に基づく差別的な扱いや誹謗中傷がありました。

また、平成28年4月14日に発生した熊本地震では、避難所におけるプライバシーの問題のほか、女性や高齢者、障がいのある人などへの配慮が十分でないなど、災害に伴う様々な人権問題が認識されました。

その後も、令和6年1月1日に発生した能登半島地震とその後の豪雨など、全国各地で地震、集中豪雨、台風などによる災害が後を絶ちません。

人権に関する意識調査の結果を見ると、大規模災害が起きた場合に起きると思う人権問題としては、依然として、「避難生活でプライバシーが守られない」(62.3%)が最も高く、このほか、「要支援者に対して十分な配慮が行き届かない」「避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じる」「支援や被災状況などの必要な情報が行き届かない」も40%以上を占めています。

町民が、災害による被害の正確な情報を得て正しい知識を持ち、それに起因する人権問題の現状を知ることで人権意識を高め、思いやりの心を持つことで、問題に対処していくとともに、新たな人権問題が生じないようにする啓発が必要です。

【施策の方向】

(1) 啓発活動の推進

災害に起因する差別、誹謗中傷、いじめ、風評被害などの問題が生じないよう、一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止する啓発に努めます。

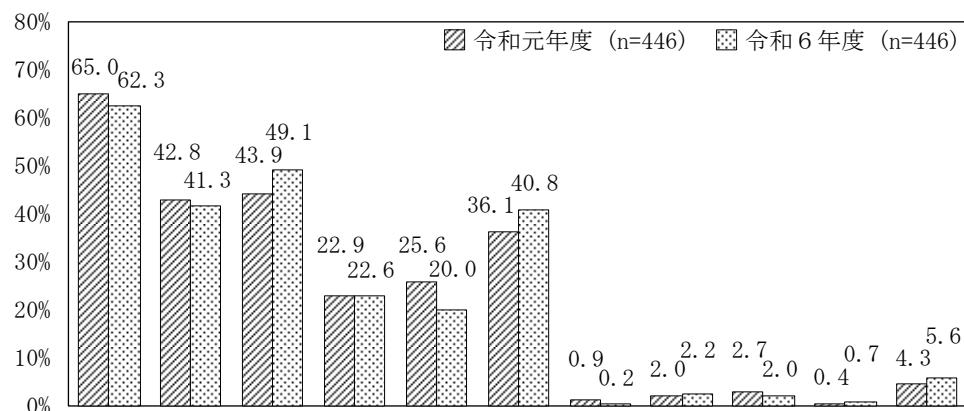
(2) 被災者への心のケア

被災者、特に被災児童生徒については、心のケアを適切に行います。また、学校生活において、いじめなどの問題が生じないよう、未然防止のための体制づくりや指導に努めます。

(3) 避難所における配慮

避難所生活等において、要介護者や障がいのある人、妊産婦、子ども、外国人などへの配慮を踏まえた、災害時における人権擁護の取組を推進します。

図表2-32 大規模災害が起きた場合、どのような人権問題が起きると思うか（3つまで）



区分		n	問題										
性別	男性	166	59.6	45.8	41.6	21.7	30.7	41.6	—	—	2.4	1.2	5.4
	女性	202	67.3	41.1	52.0	22.8	11.9	42.6	0.5	3.0	2.0	0.5	4.5
年齢別	18~20歳代	24	41.7	50.0	33.3	25.0	12.5	33.3	—	—	4.2	—	12.5
	30歳代	21	47.6	47.6	33.3	33.3	33.3	28.6	—	—	—	4.8	4.8
	40歳代	37	62.2	51.4	43.2	29.7	18.9	45.9	—	—	—	2.7	—
	50歳代	50	72.0	48.0	42.0	22.0	16.0	38.0	—	4.0	2.0	2.0	2.0
	60歳代	92	72.8	42.4	57.6	31.5	16.3	39.1	—	2.2	1.1	—	3.3
	70歳代	135	66.7	34.1	51.9	16.3	22.2	46.7	0.7	0.7	2.2	—	4.4
	80歳以上	75	44.0	37.3	49.3	18.7	20.0	38.7	—	6.7	4.0	—	13.3

13 職場におけるハラスメントによる人権問題

【現状と課題】

職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与える大きな問題です。

厚生労働省が発表した令和6年度の「個別労働紛争解決制度の施行状況」を見ると、民事上の個別労働紛争の相談件数とあっせんの申請件数で、「いじめ・嫌がらせ」が引き続きトップとなっています。

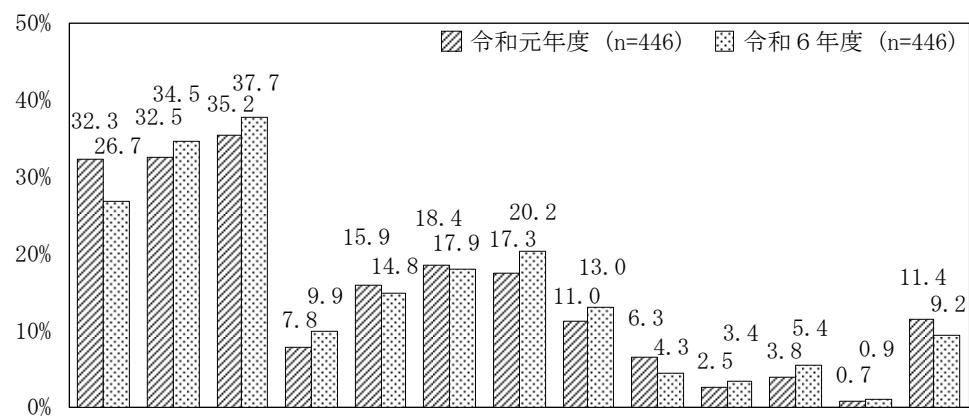
このようにハラスメント対策が喫緊の課題となっている中、令和元年、「女性活躍推進法」と「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（以下「労働施策総合推進法」という。）が改正され、職場におけるパワー・ハラスメント防止対策が事業主に義務付けられました。あわせて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においても、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したことなどを理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られました（令和4年4月から完全義務化）。さらに、令和7年の「労働施策総合推進法」の改正において、職場におけるカスタマー・ハラスメント防止対策が事業主に義務付けられることとなりました。

人権に関する意識調査の結果を見ると、職場での人権で特に問題があると思うこととしては、依然として、「職場内でパワー・ハラスメントがある」（37.7%）が最も高く、次いで、「非正規雇用の割合が高くなり待遇の差が大きくなっている」（34.5%）、「長時間労働が長期化し、仕事と生活の調和が保てない」（26.7%）の順となっています。

【施策の方向】

町として、ハラスメント防止対策を推進するとともに、関係機関と連携して、制度改正等についての情報提供、労働者の人権に配慮した職場づくりの啓発を推進します。

図表2-33 職場での人権で特に問題があると思うこと（3つまで）



区分		n	長時間労働が長期化し、仕事と生活の調和が保てない	非正規雇用の割合が高くなり待遇の差が大きくなっている	職場内でパワーハラスメントがある	職場内でセクシャルハラスメントがある	不当解雇や本人の適性や能力以外の面で評価される	採用や昇進等において本人の適性や能力以外の面で評価される	心の病等の健康に関して相談する体制が十分に整備されていない	障がいのある人、高齢者、妊婦等に十分な配慮が行き届かない	特に問題があると思うことはない	職場での人権問題があることを知らない（わからない）	人権問題があることは知っているが、何が問題かはわからない	その他	無回答
性別	男性	166	27.1	35.5	39.8	9.6	16.9	21.7	22.3	13.3	6.6	3.0	5.4	1.8	4.2
	女性	202	28.7	33.7	35.1	11.4	12.9	16.3	20.3	12.4	2.5	4.0	5.0	—	10.9
年齢別	18～20歳代	24	54.2	20.8	41.7	20.8	25.0	16.7	12.5	12.5	—	—	—	—	12.5
	30歳代	21	38.1	28.6	66.7	14.3	4.8	14.3	14.3	14.3	14.3	—	—	4.8	—
	40歳代	37	35.1	29.7	54.1	18.9	16.2	18.9	18.9	10.8	8.1	2.7	—	—	—
	50歳代	50	32.0	32.0	42.0	8.0	10.0	26.0	28.0	6.0	4.0	2.0	8.0	—	6.0
	60歳代	92	23.9	31.5	38.0	9.8	19.6	17.4	26.1	12.0	3.3	2.2	9.8	—	6.5
	70歳代	135	23.7	39.3	35.6	8.1	13.3	17.8	16.3	15.6	5.2	5.2	4.4	1.5	7.4
	80歳以上	75	16.0	42.7	21.3	6.7	12.0	14.7	18.7	16.0	1.3	5.3	6.7	1.3	21.3

14 その他の人権問題

(1) アイヌの人々の人権

【現状と課題】

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など独自の豊かな文化を育んできました。しかし、同化政策によって、伝統的な生活や生産の手段を失い、近年に至るまで、結婚や就職等において多くの偏見や差別を受けてきました。また、独自の言語を話せる人も高齢化が進む中で極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われつつありました。このようなアイヌの人々の置かれている現状を踏まえ、平成9年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）が制定（「北海道旧土人保護法」は廃止）されました。しかし、この法律は、アイヌの人々からは、福祉政策や文化振興に特化しただけの内容であるとの批判がありました。

平成19年に国連で「先住民族の権利宣言」が採択され、国内外において、先住民族への配慮を求める要請の高まりを受け、翌年、日本の国会でも「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、新たなアイヌ政策展開について検討が進められました。

平成31年、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号）が制定されました（「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」は廃止）。この法律では、目的を「先住民族であるアイヌの人々」と記載して先住民族としての認識を示し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すと規定し、①基本理念、国の責務等、②アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置、③民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）の管理に関する措置などを定めています。

【施策の方向】

アイヌの人々の歴史や文化、生活習慣や現状等を正しく理解し、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消していくための啓発活動を推進します。

(2) ホームレスの人権問題

【現状と課題】

失業や家庭問題など様々な要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくさせられているホームレスの人たちがいます。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。

また、野宿生活者と地域社会との間にあつれきが生じるなど、ホームレス問題は大きな社会問題となっており、ホームレスへの嫌がらせや暴行などの人権侵害の問題も発生しています。

町内ではホームレスの人は把握されていませんが、令和2年、県内において、ホームレスに対する暴行事件が起きています。

国では、平成14年には、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」（平成14年法律第105号）が施行され、公園などで野宿生活をやむなくしている人びとに対して、雇用・生活・医療等の総合的支援を行い、平成27年には、「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化が図られています。

【施策の方向】

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件などの人権問題も発生していることから、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するための啓発を推進します。

(3) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

【現状と課題】

平成14年9月、日朝首脳会談において、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、日本人の拉致を認め、その後の折衝の結果、同年10月に5人の拉致被害者の帰国が実現しました。

平成15年には「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」（平成14年法律第143号）に基づき15人が拉致被害者に認定されました。拉致被害者の帰国から1年8か月を経た平成16年5月、日朝首脳会談を経て、拉致被害者の家族5人が、同年7月には残る1家族3人が帰国しましたが、その他の被害者については、未だ北朝鮮当局から納得のいく情報は提供されておらず、安否不明のままで（現在、拉致被害者に認定されているのは帰国者5人を含む17人です。さらに、政府が認定者した以外にも北朝鮮に拉致された可能性を否定できない失踪者に関し、情報収集や捜査・調査が続けられています）。

拉致問題に関する広報・啓発については、平成18年に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）に定められており、特に、同法は12月10日から16日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めました。また、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする」と明記しています。

毎年度、政府主催によるシンポジウムが開催されており、関係省庁、地方公共団体においても、ポスターの掲示、チラシ等の配布、メディアによる周知・広報等、同週間にふさわしい活動に取り組んでいます。

【施策の方向】

北朝鮮当局による拉致問題の解決をはじめとする人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての町民の関心と認識を深めていくための啓発に努めます。

(4) 人身取引（トラフィッキング）の被害者等の人権

【現状と課題】

性的搾取、強制労働、臓器売買等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

海外から人身売買の受け入れ国と非難されていたわが国は、平成16年4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、同年12月、同会議において、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」を取りまとめました。また、人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪に対処するため、刑法等の一部が改正されています。平成21年12月には、政府一体となった対策を引き続き推進していくため、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」を策定し、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、平成26年12月「人身取引対策行動計画2014」を策定し、人身取引の根絶を目指しています。

【施策の方向】

国や県の関係機関と連携し、女性、こども、外国人など他の人権問題と合わせ、啓発活動の推進に努めます。

また、各種窓口等において人身取引被害者を発見した場合には、被害者の人権に配慮しながら、関係機関と連絡をとり、速やかに対応していきます。

(1) 総合的な施策の推進

人権に関する課題は、多岐にわたり、個別の人権課題が複雑化・多様化してきています。このような中にあって、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進し、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現する必要があります。これは、「誰一人取り残さない」社会の実現を理念に掲げる持続可能な開発目標（SDGs）とも合致するものです。

福祉・教育等の各分野の施策と連携・協力して町政全般にわたって人権に関する施策を総合的に推進していきます。

(2) 町民との協働による施策の推進

町民が、人権を「誰か」のことではなく、自分自身のこととして捉え、主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、企業などあらゆる場において、町民との協働により人権施策を推進します。

(3) 関係機関・団体との連携

町の人権施策の推進が広範な取組として展開されるよう、国・県などの関係機関と連携・協力を図ります。

また、人権に関する団体、企業などに対して、町の人権施策の取組に対する協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を進めます。

(4) 庁内の連携

プラン（第4次改定）の推進にあたっては、行政組織において各々の業務を「人権」の視点でとらえ、横断的に人権課題に取り組むために、各部局相互の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的に推進していきます。

(5) 新しい課題への対応

人口減少・少子高齢化、高度情報化社会の進展、多様化・多様性の拡大、大規模災害等の発生や新規感染症の感染拡大などにより、人権をとりまく情勢も変化し、それに伴

い新たな人権侵害が生じてきます。それらの課題に対しても、適切な対応が図られるよう努めるとともに、必要に応じてプランの見直しを行います。

(6) プランの進行管理

基本理念の実現に向け、改定（第4次）にあたり、成果目標（「一人ひとりの人権意識が以前より高まっていると感じる町民の割合：40%以上」）を設定します。この成果目標について、町民等とともに達成をめざし、成果（進捗度）を共有することにより、本町における人権施策のより効果的な推進を図ります。

なお、このプランに掲げる各施策については、定期的に進捗状況を把握し、更なる取組の充実、見直し等を図ることにより、本町における人権施策の着実な進行管理を実施します。

揖斐川町人権施策推進プラン 第4次改定

令和●年●月 発行

発行者 ◆ 揖斐川町

〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地
TEL 0585-22-2111 FAX 0585-22-4496